

参議院社会労働委員会會議録第十九号

昭和三十五年三月二十九日(火曜日)午前十時五十一分開会

委員の異動

本日委員石谷憲男君、青田源太郎君、北村暢君、山本伊三郎君、久保等君及び田畑金光君辞任につき、その補欠として山本杉君、紅露みつ君、藤原道子君、秋山長造君、江田三郎君及び村尾重雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

勝保 餘君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
小柳 勇君
藤原 道子君
片岡 文重君
村尾 重雄君

政府委員

厚生省社会局長 高田 正巳君
厚生省児童局長 大山 正君
労働政務次官 赤沢 正道君
労働省職業安定局長 堀 秀夫君
事務局側 増本 甲吉君

常任委員 会専門員

法制局側

第三部長 中原 武夫君

説明員

警察庁保安 町田 充君
局防犯課長
文部省初等中 辻村 泰男君
等教育局特殊 教育主任官
厚生省公衆衛生 長友 浪男君
局精神衛生課長
厚生省医務 江間 時彦君
局医事課長
労働省労働基 上原誠之輔君
準局監督課長

本日の會議に付した案件

○優生保護法の一部を改正する法律案
(谷口弥三郎君外一名発議)
○精神薄弱者福祉法案(内閣送付、予備審査)
○身体障害者雇用促進法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(加藤武徳君) ただいまから
委員会を開きます。

まず、委員の異動を報告いたします。
三月二十九日付をもって北村暢君、山本伊三郎君、石谷憲男君、青田源太郎君及び田畑金光君が辞任し、その補欠として、藤原道子君、秋山長造君、山本杉君、紅露みつ君及び村尾重雄君が選任されました。
右報告いたします。

○委員長(加藤武徳君) それでは法案
の審議に入ります。まず、優生保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御承知の、谷口参議院議員、勝保参議院議員の發議でありまして、發議者から提案理由の説明を聴取いたしました。と、かように考えます。發議者の提案理由の説明をお願いいたします。

○谷口弥三郎君 ただいま議題となり
ました優生保護法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

まず第一点といたしまして、現行優
生保護法におきましては、都道府県優
生保護審査会の決定に基づく優生手術
に関する費用につきまして直接国庫が
支出することとなっておりますが、

優生手術の実施及びその支払い事務等
が円滑に行なわれるようにするため、
この費用を都道府県が支弁することと
し、国庫はその費用を負担することと
いたしました。

改正第二点といたしましては、都道
府県知事の指定を受けて受胎調節の実
地指導を行なう者は、受胎調節のため
の医薬品で厚生大臣の指定するものを
販売することができることとなつてお
るのであります。この販売できる期
間が昭和三十五年七月三十一日をも
つて切れることとなっております。そ
こで、この期間を受胎調節の実地指導
の事情にかんがみましてさらに五カ年
延長することといたしました。以上が
この法律案提案の理由及び概要であ
ります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同あ
らんことをお願い申し上げます。
○委員長(加藤武徳君) ただいま提案
理由の説明のございました優生保護法
の一部を改正する法律案を審議いたし
たいと思ひます。御質疑のありの方
は御発言をお願いします。
ただいま發議者谷口参議院議員のほ
かに、政府から尾村公衆衛生局長が出席
いたしますところ、出張不在のよう
でございます。説明員として、長友
精神衛生課長が出席をいたしてござ
います。質疑のある方は御発言を願
います。

○坂本昭君 そうしますと、これは対
象人員となつていますが、優生手術の
件数からいいますとどういう数になり
ますか。それからまた、単価が幾らに
なるか、並びにその優生手術がここ最
近数年間、手術件数がどういふふうな
経緯を伴つて変化しているか、御説明
いただきたい。

○説明員(長友浪男君) 御説明申し上
げます。現在優生手術は、実施は二つ
に区分されております。一つは本日
御審議いただきます対象になつており
ます遺伝性疾患の場合に、医師がそ
れを診断いたしますと、審査会等の審査
を経ましてあとで手術をするもの、そ
れに対しては国庫が義務費として全
額負担しておりますのでございますが、
その件数はただいま申し上げました
三十五年度に見合う件数といつたしま
して、三十三年度の実績は千八百十一
名で、三十四年度の実績は千八百十一
名でございますが、医師の申請によるもの
は年度繰り越し等のため、最終的には
千二百二十九名となります。三十四年
度はまだ締め切っておりません。それ
からそのほかに当事者の同意による手
術、審査を経ないで、当事者の同意によ
る手術がございまして、これは三十三
年度の実績は四千九百四十四件、こうい
うことになっております。従いまして、
三十三年度はその両方合わせますと約
四万二千件ということでございます。

それから推移でございますが、国が
交付いたしております金額の対象にな
つております件数を申し上げますと、
三十一年が千二百八件、三十二年が千

二十九件、三十三年度は先ほど申しました千二百二十九件でございます。
以上でございます。

○坂本昭君 手術の単価……。

○説明員(長友退男君) 単価は、三十五年要求金額について申し上げますと、男子と女子に分けておりまして、男子の対象件数は五百件、女子の対象件数は七百二十九件、これはただいままでの実績によってこのように分けております。男子一人につきましては、内容は手術料、入院料、注射料、処置料というふうに分けておりますが、合計いたしましたして、三百五十三・三点、こういうことになります。点数でございまして、三百五十三・三点でございまして、これは一点十円でございしますので、これをかけますと三千五百三十三円でございます。女子の方はただいまのと同じような点数計算いたしておりますが、高くなっておりますので、九千九百二円でございます。

○坂本昭君　今のは全部乙表で計算しているということですね。実際には、病院で手術する場合は、甲表の場合もあるし、今の予算単価にもう少し変化があるのじゃないかと思いますが、非常にこまかいことを聞いて恐縮ですけれども、その前に、本人の同意が四万件あるとか言っておられたでしょう。その本人の同意四万件と遺伝性のもと両方合わせて四万二千何がしということでしたが、本人の同意がひどく数が多いのですが、このうちどれくらい手術したのですか。もう少しその辺説明していただきたい。あわせて、甲表、乙表の予算の組み方もう一ぺん説明して下さい。

○説明員（長友浪男君）　ただいま申し

上げました両方合わせて四万一千九百八十五件と申しますのは、優生手術が実際あった件数でございます。これは、申請がありました場合に、法律の第四条によりますものは、審査会によって適否がきめられますので、もしそ

れに不服の場合には、さらに中央の審査会に提訴する仕組みになっております。その分につきましては、いずれもただいまのところ、すべて手術が実施されておりますけれども、同意によりまして、いろいろな事情で受けない場合があるというのがございますけれども、これは私どもの方には連絡がございませんので、数字はつかまえておりません。ただ、実施されたものにつきましては、ただいま申しましたように連絡がございますので、その実績を申し上げました。

それから点数につきましては、御指摘の通りでございますが、そういうふうにならざるまでも、予算計上はそういう積算をいたしております。

○坂本昭君　そうすると、私もこの法律についてこまかいことを承知してなかなかならなかつたので、いささか愚問を呈することになるかもしれませんが、本人の同意の場合がかなりあるけれども、その中で実際に保護法によって国庫が支出をする件数というのはずっと少なくなつてくるということに相なるわけですね。そしてその少なくなった結果、三十四年度は一千三百六万円というものが決定されたと思いますが、実際は、何といひますか、予算がもっと必要であつたということじゃないのですか。今の保護法の対象は、もっと予算を組めばもっと多くの人がこの法律によつ

て国の負担を受けられる。にもかかわらず、予算が少ないうえに個人負担をしなければならなかったというような結果が比較的多いのじゃないですか。その辺の数を一つ説明していただきたい。

○説明員(長友浪男君) 御説明申し上げます。これは、この費用は交付金になっておりまして、全額国の義務費、いわゆる義務費になっておりますので、昨年の予算額が足りませんでも、翌年でそれを補正する、埋め合わせするということではできませんものですから、件数を予算によって押えるということとは全然ございません。県の支出しましたものについて予算が足りませんものについては、翌年度処置するということふうになっております。

な。優生保護法の中に、第四条と第十二条がございまして、四条が審査を要件とする優生手術の申請というところと、医師が別表に――簡単に申し上げてます、遺伝性の精神疾患にかかっている場合という限定がございます。が、そういう場合、そういう疾患にか

かっているということを確認しました場合に、さらに優生手術を行なうことが公路上必要であるという判定のもとに、審査会に申請するというように、非常に嚴重になっております。その分につきましては、國が全額手術料その他を交付するという建前になっております。従いまして、これにつきましては、予算額が少ないからということはありません。かように考えております。

○谷口弥三郎君　ただいまの説明で、すでにおわかりのことと思いますけれども、私から一言申し上げたいと思います。実は、審査による優生手術は、

御承知のように、遺伝性の精神病でございすとか、あるいは遺伝性の精神病質とかというような遺伝の頭著な精神病あるいは奇形というのを別表としてあげておるのでございます。それをもしも社会的に見て非常にかわい

そうな人とか何とかというのを見出すと、届け出てから審査をするようになっております。従つて、この件数は非常に少ないのです。私どもは、この件数は多い方だと思いますけれども、実際に精神病をずっと家系検査とか、家庭の検査ということをやりますために、なかなか数が出てきませんので、今大体毎年千件ぐらゐ。それから、一方の方の医師の認定による優生手術と申しますのは、優生保護法の第三条に掲げてございますように、五つほどこの項目をあげまして、その項目に該当する者について優生手術をやっておるものであります。これは、その患者あるあるいは配偶者などの同意を得て手術をする。従つて、件数が非常に多くなつて四十倍近くもなつておるような状況でございます。

○坂本昭君 もう一点伺いたいのです
が、改正の第二点の「都道府県知事の
指定を受けて受胎調節の実地指導を行
なう者」とありますが、この実地指導
を行なう者はどういふ人が今含まれて
おりますか。御説明いただきたい。

○谷口弥三郎君 受胎調節の実地指導
をやつてもらう者は、助産婦、それか
ら保健婦、看護婦の方で、この受胎
調節実地指導員になりたいという方が
志願されましたら、都道府県知事にお
きましては、一定の時間、たとえば助
産婦でございますと三十六時間、それ
から保健婦または看護婦でございま

と六十四、五時間の講習をいたしました。その講習で一定の知識を得た者に受胎調節実地指導員という名前をつけてもらって、そうしてそれに指導をさせておるような状況でございます。

○坂本昭君　今の指導員が特別な受胎調節

調節の医薬品を今まで販売しておりま
すが、これはどの程度成果があがつて
いるでしょうか。これは谷口委員の方
で御承知でございましたら御説明いた
だきたいと思います。

○谷口弥三郎君 実は、毎日新聞社の調査によりますと、昭和二十五年度における受胎調節をやっておる家族が全体で一九・五％といつております。ところが、昨年度やりました調査によりますと、四二・五％ すなわち九年間に二三％ほど受胎調節が増加いたしました。これは、やはり一つは、前回は実地指導員も薬事法の関係で避妊薬の販売ができませんでしたのを、それを、その方に避妊薬をお買いなさいと言つても、恥かしいとか何とか言つても、買いにいくことができなかったものでも、受胎調節実地指導員がこの法

律によつて医薬品を直接に販売することができるようになった結果であらうと思つております。しかし、なお四二・五％ぐらいですから、もう少し徹底させる必要があるのです。今度五カ年間にまた延長をお願いしておるような次第でございます。

○委員長（加藤武徳君） 他に御質疑はございませんか。

○小柳勇君 しろろとですから、これはずっと前に論議があつたように記憶いたしておりますけれども、この際ですから、一つ専門の先生からお聞きしたいと思ひます。

この母性保護の十四条の法律は西洋民主主義諸国ではどうでしょう。大体日本の十四条のようなものでしょうか、もつと高度のものでしょうか、低いものでしょうか、お教え願いたいと思います。

○谷口弥三郎君 この優生保護法と全然同じような程度でやっておるところは外国にはないようでございます。しかし、これは母性を保護するという立場からいたしまして、やはり受胎調節をはつきりと、あるいは受胎調節を科学的にやらせる必要があるというので特に十四条をこしらえたわけでありす。もつともこの法案を作ります時分におきまして、ちょっと名前を忘れましたが、チエコスロバキアでございましたか、どこかの議会では、こういうような法律を作ることによい上議会で決議しておって、その後でできておるようであります。

○小柳勇君 今先生がおっしゃった受胎調節の実地指導員なんという人が薬を持ちあるいは器具を持って、自分が実地指導しながらそういう器具を販売する、そういうようなシステムについては諸外国はいかがでございましょうか。厚生省の方でも何か統計でもありましたらお教え願いたい。

○谷口弥三郎君 ほかには、外国にもそういうふうの制度のはつきりしておるところはないようでございます。

○小柳勇君 たくさん問題はあるようであります。私はまだ議員ではありませんが、優生保護法が論議されましたのをいろいろ新聞雑誌その他で見たりおりましたし、その後いろいろの批評、批判がなされておりますが、いろいろ見方はございましょう。人口問題の

解決もありましょうし、あるいは道義の類腐などが、このような十四条などについて道義の類腐というものの一つの原因であるというふうな批判さえなされておるわけでありすが、医師の立場というふうな立場と、あるいは精神的なもの、道義的なもの、そういうものを考えてみまして、日本の優生保護法というの一面から非常にすぐれた法律だと考えるし、一面から道義的には非常に検討しなければならぬのじゃないか。特にこの十四条の一項の四号、五号、それから二項、三項などの方は非常に問題ではないかと思ひますが、谷口先生の御意見と、できたら厚生省の担当官の御意見を聞いておきたいと思ひます。

○谷口弥三郎君 ただいまの十四条の四号、五号という点が特に問題になっておるようなお話であります。実際におきまして十四条の五といふのは暴行または強迫によつて妊娠した場合は、これは前はこの場合に絶対人工妊娠中絶もやることができぬというので、かなり母性を苦しめておたのですが、この法律ができましたためにこの場合は大いに救われたと思つております。

それからこの四号のところにおきまして、この優生保護法ができましたために、これまでは結核患者あたりが妊娠をいたしまして、そうして病状がだんだん悪化したような場合にもなかなか人工妊娠中絶とかいふのがすぐに行なうことができずに、あるいは二人以上の医者の合議によつて、そうしてそれを届け出るとか、その上で審査会にかけるとかいうようなために時日が非常に遅延しまして、せつかくあとで手術をしてもつに目的を達しなだといふような例がたゞさんにこの法律を作る當時にあつたものですから、その点、特にこういたした次第であります。

○政府委員(大山正君) 厚生省におきまして家族計画をいろいろな面から指導しているわけでございすが、この理念につきまして、ただいま、いろいろ各方面から批判のあるところであるといふお言葉でございすが、厚生省といつたしましてこの家族計画を普及しております考え方を申し述べさせていただきます。それは、結局家族計画と申しますのは、それぞれの家庭の事情に応じまして、適当な数の子供を、適当な間隔をあけて産むということが家族計画であるといふように考えているのでございまして、決して、子供を産まないようにする、単に産児制限という意味じゃございせん。子供を産み方を工夫するといふような考え方で、結局それぞれの家庭の事情に応じました子供を産みまして、生活の維持向上をはかつて、健全な家庭を建設しようといふような考え方に基づいてゐるのでございまして。ただこの場合、人工妊娠中絶といふような形で今の家族計画のようになつて行なわれるといふことは、非常に母体の健康上も努めて避けなければならぬといふことで、人工妊娠中絶によらないで、母体の健康の見地から受胎調節という方向でいくのが一番適当な方法である、かように考えまして、受胎調節といふ面の指導を私も極力進めているような次第でございまして。

○委員長(加藤武徳君) 今参議院法制局の中原部長から発言を求められてお

りますので、発言を許したいと思ひます。参議院法制局中原第三部長。

○法制局参事(中原武夫君) 諸外国と日本との比較で御質問がありましたので、一言御説明申し上げます。この第十四条の規定は、刑法の堕胎罪の規定の条件の緩和と規定でございまして。この十四条で緩和してあります条件は、大きく分けて、身体的な理由によるもの、優生学的な立場からのもの、社会的な立場から条件を緩和したもの、それから経済的な理由に基づいて条件を緩和したもの、大体この四つに分かれるのであります。そのうちで一番問題になっておりますのが、経済的な理由によつて緩和した点であります。諸外国においても優生学的な理由とか、社会的な理由とか、身体的な理由によつて堕胎罪の条件を緩和したのは非常に多くの国が緩和しております。ただ、経済的な理由によつて中絶を認めるといふことは日本だけあります。ソ連が大体日本と同じ程度に広く緩和しているようではありますが、詳しく存じません。なぜそういうことにしたかと申しますと、堕胎罪に対する国民の考え方、そういうことに根本的な理由があることを承知しております。と申しますのは、堕胎罪の規定といふものは実は教会法が作り出した規定であります。胎児は神様が与えたものであるからそれを殺すことは殺人と同じだといふ考え方が上立つて教会法が作り出した理論であります。そのことを裏返して言いますと、この堕胎罪をささえている精神的な基盤はキリスト教精神なのであります。日本では、明治十五年のフランス刑法にならった旧刑法を作りましたとき

に、堕胎罪の規定を取り入れました。しかし、その堕胎罪の規定をささえる精神的な支柱であるキリスト教の精神は日本は入っておらなかつたわけでありす。そこで堕胎罪の規定に対する国民の考え方というものが、西洋と違つて日本には多少ゆるやかなものがあります。そうなりますと、この堕胎罪の規定をささえるものは何かといひますと、主として社会的な条件であらうと考えるのであります。子供を産んで子供を育てるということは、これは母性の本能でありますから、だれもそれを断ちたいという者はありません。しかし、どうしても自分が生きていくためにその胎児の生命を断たなければ生命といつてよいかどうか——ともかく胎児をおろさなければならぬような事態がきたときに、西洋では、キリスト教精神のささえのあるところでは、精神的のささえと社会的なささえと両方がささえておるわけす。ところが、日本では、片一方の宗教的な支柱が弱いのので、社会的な条件が非常に悪くなつてきたときには、ある程度これを許しておきまないと、ちょうど食糧管理法のようなことになるわけでありす。そういう日本の国民感情といふものが西洋と違つた特異な形を持つてゐることが、この経済的理由によつて条件を緩和する条項を取り入れざるを得なかつた基盤の一であると私は承知しております。

○小柳勇君 ただいまの意見について若干問題は問題があると思ひます。討論すれば相当長くなると思ひます。が、ただ、その堕胎罪がキリスト教精神だけではない、私はそのように感じます。また、討論すれば時間が相当かか

りましようが、優生保護法の全体的な問題でありませんので、きょうは私は意見は出しません。今手続的な費用負担の問題とそれからこの薬品販売期限、販売の延滞問題であります。優生保護法の全体的なものが、今部長が言われたようなものであるならば、私は根本的にこれを検討し直さなければならぬと思う。それではあまりにこの優生保護法の精神自体が物質化しておるものと私は理解しております。この問題は私は討論を省略いたして最後に一つだけ質問いたしましょう。

これは延期、販売の期間を五年に
切りにしましたのは、谷口先生おっ
しゃいましたように、現在受胎調節の
国民的なパーセントが四二・五％であ
るが、もう少しこれを前進さすべきで
ある、それでは五年くらいでよからう
という意味でございましょうか。何か
別に五年に期限をお切りにしました
ところの理由がありましようか。その
点だけお聞きしまして私質問を終わ
ります。

○谷口弥三郎君　実は前回も、まあ五年ぐらいたてばよほど情勢が変わるだろうというので、五年間というので第一回にこの受胎調節実地指導員に対する販売を許可してもらったのであります。それで、今度も五年ぐらい、そのときの情勢によりましようから五年ぐらいに切っておいて、そうしてまた延期してもらった方がよからうというふうに考えただけでございます。

○藤田藤太郎君 私は厚生省にお聞きしたいのです。今中原部長が言われたような歴史が優生保護の歴史の概念、これは全部と言えるかどうか知りませんけれども、非常に問題点をつかれて

いると思うのです。厚生省は行政をおやりになるのだから、なぜそういう問題点を研究されたり、つまびらかにしてさっきからお答えにならないかというところは私は不思議に思うわけです。

これが一つです。それは、私はなぜさういうことを言うかというと、やはり四号の経済的無理によって法で保護する。これはお医者さんの玄関に行きますと、何でもかんでも、それじやまあ都合が悪いと言え自由に処理をするという格好じゃないか。だから、今日妊娠中絶二百万とか二百五十万とかか言われているのは、私はそこに原因が

あるのじゃないかと、こう思うのです。この改正案はそこに触れていませう。さんから問題にしませんけれども。そういう点、厚生省としては少しその法のこの番人として、行政をやる者として怠慢じゃないか。私はそういう工合に、十四条の四号の経済的な面からという問題についてですね、今外国でもそういう例がないと私は思うのです。政治をやる者としては、何といつても子供を

ですね、他の理由なら別として、経済的理由で生めない。それは処理してよろしいということじゃ、あまりにも政治のうまみといいますが、政治に対する不信感というものを、貧困者はたれ死にしたいということにつながらずとくると、私はそう思うので、厚生省はそういう面から一々検討されて、この問題を厚生行政の面にどう生かしていくかということを私は検討されるべき問題じゃないか。私はその一言だけ意見を申し上げたい。これは大臣も覚えておりませんから何ですけれども、担当者どう考えているか、ちよつと聞かして下さい。勉強不足だ。

○政府委員(大山正君) 児童局といいた
しまして、家族計画、受胎調節を所管
してただいまその推進をはかっておるに
わけてございますが、お話のように、
人工妊娠中絶によるこのいろいろな弊
害、特に母性の健康上の弊害というよ
うなものも非常に大きく感ぜられます
ので、私もはあくまでこの人工妊娠
中絶を減らしたい。その方法といたし
まして受胎調節の方法で家族計画を推
進しなければいけないというような観
点から、特にこの受胎調節、家族計画
の面を推進するように努力しておるよ
うな次第でございます。

○藤田藤太郎君　ちよっと、私の言っているのは少し理由が違うのですよ。経済的な面から妊娠中絶をしてよろしいというなら、お医者さんは、妊娠中絶して下さいと言われれば適当におやりになると思うのです。結局生活が苦しいから子供を産むとか産まぬとかいう理由になってきましようけれども、そういう数が二百万も二百五十万も妊娠中絶があるといわれている今日にお

いて、母体を守るということも必要だ、しかし、そういう経済的な面は国の施政でそういうものを守ってあげるというのが本来の政治の要なんです。こう私は考えるから、そういう面の検討を厚生行政としてはなぜおやりにならないかということを行っているわけです。母体を保護するのは当然のことです。しかし、経済的な面、理由からその子供を産めないというような人を、自由に妊娠中絶してよろしいということとは、家族計画の問題とは違うと思うのですね。金持ちの子供は優生児であり、貧乏人の子供は優生児でないというものにも、理屈を言えばつな

人口問題の計画の問題との関連においても公平でなくてはなりませんし、それで経済面が足らなければ、政治の面での経済の援助をしてあげる、こういうところに理論の中心があるのじゃないかということを言っているのです。そういう点では行政が、少し皆さん方のこれに対する研究が足りないのじゃないかということを言っているのです。今のあなたのお答えがあったら……、なければよろしい、大臣が来るとき聞きます。

○政府委員(高田正巳君) 優生保護法の所管は私ではございませんけれども、しかし、今御指摘の問題は、私どもの方にも関連がある問題でございます。広く、何と申しますか、國民の経済生活と関連のあるものですので、実はこれは非常に貧困な方々につきましの生活保護法というような制度の中には、御存じのように、妊娠婦加算とか何とかいうようなこともございます。

けれども、しかし、今指摘されましたような問題は、もう少し広範な問題でございまして、十分問題がある規定のように私は考えます。従いまして、私も厚生省といたしまして、今後十分検討をして参りたい、かように考えるわけであります。

○委員長（加藤武徳君）　ちよつと速記を落として下さい。

〔速記中止〕

○委員長（加藤武徳君）　では速記を始めて下さい。

他に御発言はございませんか。――

御発言もないようでありますから、質

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます。なお、修正の御意見がもしあれば、討論中にお述べを願いたい、かように思うわけであります。

御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（加藤武徳君） 御異議ないものと認めます。
それでは優生保護法の一部を改正する法律案につきまして採決いたします。
本案を原案の通り可決することに賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長（加藤武徳君） 全会一致でこ

ざいます。よつて、本案は全会一致を
 もつて原案の通り可決すべきものと決
 定いたしました。
 議長に提出する報告書の作成につき
 ましては、委員長に御一任願いたいと
 思いますが、御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○委員長（加藤武徳君） 御異議ないもの
 と認めます。
 ○委員長（加藤武徳君） それでは次
 に、精神薄弱者福祉法案を議題といた
 します。
 質疑のおありの方は、逐次御発言を願
 います。

精神薄弱者福祉法案につきまして、厚生省から先ほど来答弁の高田社会局長を初め関係課長が出席をいたしております。

○片岡文重君 精神薄弱者の最近における発生の状態といましようか、傾向といましようか、ふえておるか減っておるか、それからふえるといふのは急激にふえておるか、あるいは緩慢であるのか、そういうこの最近の発生状況についてわかりますならば、わかりますればというところ、これはわかるはずだけれども、その点からまず御説明して下さい。

○政府委員(高田正巳君) 当然詳細なことがわかるはずだという御質問でございます。さうであるべきでございますが、率直に申し上げまして、それだけの綿密な調査をいたしておりません。従って、その資料の的確なものは持ち合わせておりません。ただ、御承知のように、この発生原因はまた学問的にもきわめられていない分野も相当あるようであります。先天的なものもあり、後天的なものもあり、その後天的な原因につきましては、いろいろなまたバリエーションがあるのでございませぬ。それらの発生原因そのものにつきましても、もう少し研究をいたしていく必要があるのではないかと存じます。もちろん各大学とか民間の学者とか、それぞれ専門の分野からの探求がなされておりますけれども、さらにこれらいろいろな連絡をとったり、総合をいたしたいという仕事、また、自分自身でも研究するというふうな意味合いで、来年度から精神衛生研究所に精神薄弱研究部というものを設けることに予算で御審議をいただいております。これら

のものができまして相当な仕事が進みますならば、さような発生原因等につきましてもある程度の究明がついて参るものと期待をいたしておるわけでございませぬ。発生原因につきましても今申し上げたような程度でございまして、はたして最近ふえておるものか減っておるものか、その発生原因の傾向はどうかというふうな御質問に對しましては、最初申し上げましたように、まことに申しわけない次第でございませぬ。その資料を手に入れたてでございます。ただ、これは非常な勘でございませぬけれども、関係者の意見なんかに出てくるあれでございませぬけれども、特に精神薄弱者が最近の精神病のように特にふえてきておるかというふうなことは聞いておりません。今まで隠れておつたものが見つけられるとか、そういうふうな社会的に見つけられてくるというふうなことは、これはあるわけでございませぬ。特別にこれがふえて参つておるというふうには私も聞いておりません。しかし、これは最初申し上げましたように、的確な資料に基づいてのあれではございませぬ。

○片岡文重君 発生の状態が把握されておらないということはなほ遺憾ですが、しておられないというところは責めません。なるべくこういう状況については綿密な調査を私はしておいていただきたい。これが対策の根本問題だと思ふ。この正確な状況の把握ができないという一つの理由は、各省間における、たとえばIQの取り方にしても、級別といふか、魯鈍級——白痴、痴愚といふような区別にしては、ある省ではIQ七〇から、あると

ころでは七五からというふうなことで、それ一つとてみても一致しておらない。こういうようなところにもやはり正確なところがあるであらう。さらにこの病気の特質からいって、各家庭で公にされたがらないというところもありましよう。いろいろ原因もあるであらうけれども、根本はやはり各省間の連絡の不統一と、それからやはり熱意が私に問題だと思ふ。ぜひ一つそういう問題の究明の基礎条件ですから、わかるようにしていただきたいと思います。

その次に御尋ねたいのは、予防と治療対策について、どういふことをしておられるかということなんです。発生状況もつまびらかにしておられないというところであつては、予防とか対策等についての具体的な措置もどうかと思うのですが、たとえば精神薄弱者のできる原因としていろいろ言われておる。妊産中絶の失敗からというものもある。うなことも言われておりますし、あるいは生後における脳膜炎、外傷その他いろいろあるようなんです。この出生前における原因によって精神薄弱となるのは、やはり母体保護なり胎児の保護なり、いろいろと手は尽くさるべきであつて、そういう手を尽くせば、こういふ不幸な子供が出生しないであらう。私も、私は考えられると思ふのです。私はお医者さんでもありませんし、しろうとですから、あまりさういふことについてのことはわかりませんけれども、しかし、一応しろうととして考えても、出生前における母体並びに胎児の保護によって、ある程度これは防げるのではないかと。それから出生

後における外傷による、あるいは病氣による原因によって精神薄弱になるということも考えられるであらう。これらに對しては、各家庭における経済なり、いろいろな事情によって、みすみすわかつておつても治療のできない場合もありましようし、特にこの精神薄弱が貧困な家庭に多いように私は聞いております。明らかにこれは、防止し得べかりし状態が防止できなかったという場合に大きな原因があると思ふのです。そういうこと等をいろいろ考えてみると、国として、やはりさういふ不幸な子供の出生を防止する、あるいは出生後におけるこの原因をできるだけ除去してやる、これはもちろん医療法とか生活保護法とか、さういふ方面に關係して参りまして、どういふ方法をとっておられるか、精神薄弱の予防、精神薄弱の対策といふことでなくとも、総合的にとつておられるのだということにも御答弁はなろうかと思ふのですけれども、少なくとも精神薄弱者に対する担当の厚生省として、どういふふうにしておられるのか。精神薄弱者といふのは、この福祉法ではしておられるようだけれども、一応ひくくめて、まず私はお尋ねしておきたい。

○政府委員(高田正巳君) この御審議を願つておられます法律案のねらいとするところは、精神薄弱者の福祉面を取り扱つたものでございませぬが、その問題より先に、今片岡先生御指摘の、どういふ原因で出てくるのか、それからさらに、その発生予防、治療といふふうな問題が非常に大きな問題であることは、これはもう当然でございませぬ。それで、それらについて、どういふふうなことをやっておるかという御

質問でございませぬが、最初に申し上げましたように、まず予防といふことは、どうしてできるのだという発生原因がつかめませんと、予防の方策も立たないわけでございませぬ。それでその発生原因につきましても、先ほど申し上げましたように、古くは遺伝によるものだというふうな言われておつたのでございませぬが、先天的なものもあるようではございませぬが、なお後天的な原因といひまして、ただいま先生おあげになりましたような妊娠中の母体の障害であるとか、あるいは出産時の障害でございませぬとか、あるいは出生後の、この世に生まれてきていろいろな疾病、外的なものもあるものも含めまして、疾病によるものであるとか、さういふふうなものが相当多数含まれておるということではございませぬ。それから他精密な研究といふものは、学問的にまだ相当未開拓の分野があるものでございませぬ。それで先ほど申し上げましたように、精神衛生研究所に精神薄弱研究部を設けましたのは、この原因をもう少しきわめていくというところ、原因をきわめることによつて、予防の方法がわかってくる、まあ、さういふことを精神研究部で一つやつてもらおう、しかし、これはもうそこで、若干の人たちがこれに従事をしていただければ、なかなか十分な成果は上がりませぬ。従つて、各方面で、さういふ学問的な研究をなさつておられる方が多いのでございませぬ。それらの何とか、あるいはその研究部が中心になりまして、さういふふうな方々の会合を持つとかというふうな方法によりま

しても、これらのものを、自分が研究すると同時に、総合的に研究を促進して参るといふような任務をもちまして、これは私の局の所管ではございませんけれども、別に精神薄弱研究部を設けまして、これから一つ本腰を入れてやろうというところでございます。従いまして、これが發生の予防につきまして厚生省が、系統的にただいまこいういふような措置をやっておりますというふうなお答えをいたすまでに進んでおりません。もちろん妊娠中の母体の障害なり、出産時の障害なり、そういうようなものから精薄が生まれてくるということとは、十分わかっておりますので、妊娠中の母体の保護なり、あるいは出産時のいろいろな問題なりにつきましては、児童局でございますとか、公衆衛生局でございますとか、それぞれ所管に基づいての手は打っているわけではございますけれども、特に精薄を予防するというような観点から、系統的に何らかの施策を講じているというふうな点は、今日のところではまだそこまで進んでおらないのでございます。

なお、治療の問題でございますが、私もしろうとで、こういうことを申し上げる資格があるかどうかわかりませんが、私どもが聞いておりますところでは、知能のおくれた程度の者をいろいろ指導訓練をいたすことによりまして、社会的な順応性を得させて、そうしてこれが社会復帰ができるようにするということとは可能でございますけれども、精薄そのものを治療するということにつきましては、今日一般の学者の間では不可能であるということにさされてゐる、もちろん知能テストなんか

を行ないました場合に、知能テストの結果が低く出てくる者でございました。も、知能の発達がおくれているだけでなくして、ほかの障害がある場合に、たとえば聴覚障害でございますとか、あるいはその他感情の、情緒の不安定な問題でございますとか、そういうふうな他の障害が重なりまして、知能指数が低く出て参る場合があるのだからさうでございませう。これらの場合におきましては、さような他の障害が治療でまるる障害でありますれば、これはその方の治療ということは、これはできるのでございませう。精薄そのものにつ

が、御質問の要点であるさようなことと、についていかなる措置をというのか、厚生省としてとっておるかということにつきましては、お答えを申し上げましたように、系統的にさような措置をとるところまでまだできておらない、こういうことで大へん遺憾でございます。

○片岡文重君　どうも私は、現在の局長にだけ申し上げることはどうかと思つてゐるんですが、厚生省として、歴代の大

臣は精薄児に対する関心が少し足らな

いと思うのです。特に私の遺憾とするのは、こういう委員会等公式の席上において、約束をされたことを守つてお

らないのであります。たとえば、これ

はその当時の記録をお調べいただければわかるはずですが、たしか私は神田厚生大臣であつたと思う。今の秩父学園

を設立するについて、国立の重精薄者の收容施設を設立するときに、全国における重精薄者の数だけで相当な数に上つておる。それに全国でわずか百人程度のものを、一カ所くらい作つても仕方がないじゃないですか。少なくとも北海道、東北関東、中部、近畿、九州、四国、その他と八カ所くらいの国立收容所を作るべきだということを私は申し上げたはずなんです。そのときは大臣を初め、当時の児童局長の答复では、一つのモデル・ケースとしてこれは作るのであつて、今後は年々作つて参ります、こういう約束をされたわけです。ところが、その翌年になつたら、この予算は削られておつて一つもできておらない。わずかに秩父学園ができただけです。なぜそういうことをするのかわかると、その不信をなじつたところが、あれは一つのモデル・ケースとしてやつてみたんだが、この際は長期にわたつて総合的な計画を立ててやりますからということだったわけですから。今伺つて見ると、発生の原因もわかつておらない、調べておられない。最近の発生状況も把握しておられない、予算調書を見ても、国立の收容施設を約束通りに増設をしておるとも考えられない。そればかりではない、通園の施設等についても数多くの希望が出ておられますけれども、これすら十分には考えられておらない、こういうことでは私は、はなはだ遺憾だと思ふ。少なくともこういう權威ある委員会等において約束されたことだけは、たとえ大臣がかわろうとも、局長がかわられようとも、やはり引き續いてやつていただいで、もしそういう方針を変へるならば、変へるようにやはり

われわれの納得のできるような理由で、
 釈明をしていただきたい。特に大臣が
 かわれても、局長がかわられても、
 内閣はかわっておらない、岸内閣の
 とにやっておられるわけです。こうい
 う点等もやっぱり十分考えていただき
 たいと思うのです。私はすみやかに
 いわゆる総合計画なるものを立てて、
 ただいて、意地悪く考えるならば、立
 てていただいてではなくて、その作ら
 れた総合計画なるものを伺いたいとい
 うくらいなんです。二年や三年で
 はないんですから。おそらく今の御契
 弁では、私はそういうものは全然でき
 ておらないと思う。それを伺いたいと
 は申しませんが、当委員会におきか
 ら、当時の記録を一つお調べになつ
 て、総合計画なるものをすみやかに樹
 立をしていただきたいと思うのです。
 そこで、今局長もいろいろ御答弁に
 られましたけれども、この際、精神衛
 生研究所におまかせすることももちろ
 んけっこうですが、それ以外に関係
 の各省並びにこういう問題について
 験を持ち、学識をお持ちになってお
 れる学者や、實際家等も含めた一つの
 総合的な審議機関と言いますか、対策
 の機関、国で責任の持てる対策機関と
 いうものをお持ちになる御意思はない
 かどうか。こういうことになるかと
 思ふのは大臣の御答弁にならうかと思
 うのですが、少なくとも大臣に――厚
 生大臣は残念ながら、厚生大臣はバ
 リヤリませんけれども、最近の内閣の
 諸公、この間はまあ早ければ三月や半
 年程度でかゝる部署において熱意を持
 ち、要はやはり担当の部署において
 熱意を持ってやっています。具休

的な案というものは、担当の部署においてお作りになると思う。従つて、局長の御意見も、これは大きく影響するわけですから、私はこの際あるかないか、そういう機関を作る意思があるかないかということよりも、むしろぜひそういう機関を作つていただいて、文部省や労働省、特にこの厚生、文部、労働の三省は緊密な連絡をとつて、あまり権威争ひ、そういうことでなしに、連絡を一つとつて、ひとり歩きのできない人々が多いのですから、厚生と保護、特に重精薄であるとか痴愚、白痴という人々になれば、これはもう終生保護の域を出ないと思う。それらについての万全の措置がぜひとられるようにしていただきたいと思うのですが、局長の御所見いかがですか。

○政府委員（高田正巳君） この法律案の中に、精薄者審議会というものがございまして、これにはたゞいま片岡先生御指摘のような関係の各省、特に厚生、それから文部、労働、これは非常に密接な関係があるわけでございます。その他の関係各省にも入つていただき、さらに民間並びに学者関係の方々の有識者の方々にも御参加を願う予定でございます。ただ、今片岡先生が仰せになりましたのは、この審議会でねらつておりますのは、何と申しましても福祉面でございまして、もう少し広い立場からのものを御指摘に相なつてゐるようでございます。それに対応するものとしたしましては、精神衛生審議会というものが、これは精神衛生法関係の審議会でございますが、これが今日ございまして、そうしてここに精薄も含めて精神衛生法が対象といたしております精薄、精神病、精

神病質者、この三つを総合的に精神衛生の観点から、いろいろ御審議を願うことになっております。これにもたしか政府関係各省並びに有識者がお入りになっていくわけですね。さようなものと、それから先ほど申し上げました精神研究部というふうな、実動的なもの、これらを私ども今回の審議会は新たに設置をしていただくわけでございますが、それから研究部の方も新たに御設置をお認めいただくわけでございますが、これらを十分に活用いたしまして、ただいま先生御指摘のような目的を果たして参りたいと、かように考えておるわけでございます。

○片岡文重君 法案を拝見しましたから、この法案における審議会の設置されることも承知をいたしております。しかし、私の言うのは、今局長も御了解になっておられるようですけれども、もっとも範囲の広いもので、とにかく精神児、乳児、幼児、少年そして成人、全部ひっくるめてどうすべきか、いわば精神児全体をひっくるめた諸問題を一手に引き受けて、教育と訓練、更生保護、こういうところまで手を伸ばし得るものを、要すれば、たとえば今提案されております福祉法も、あるいは生活保護法も、医療保護法も精神衛生法も、全部その中から関係のものはとって、一つの法律にまとめてやるような構想を大きく持たれて私はやっていただきたい。そういうものをぜひ作ってほしいというのを言っておるのです。十分もう御承知でしょうが、少なくともこの法案でいくと、十八才以上の者が対象になっていくところ、私ども特にこの学年の終わりにあたって聞いておるのですけれども、新

制中学を卒業して高校にももちろん行けない。しかし、適当な訓練を施せば、自立して人の世話にならぬでもやっていたりするような子供が相当おるわけですね。これは職業補導所等においてはなかなか入れません。成績の優秀な子供でも競争激甚で入れない。そこへこういう新卒の精神児が行こうと思つたて、これは考えるだけでも無理な話です。しかし、ほつておいてもいいのかといへば、これは普通の子供よりもほつておいてはいけなかつたと思ふ。結局これが非行少年となり、売春婦となつて行く道をたどるわけですね。全部とはもちろん申しませんが、けれども、そういう問題等もやっぱり処置のできるような機関でなければ、私はいけないと思ふ。そういう点も考えて、ぜひこの総合された対策機関というものを設置しておくべきではないかというところをお尋ねしているわけですね、これに対する御所見を重ねて一つ。

○政府委員(高田正巳君) 確かに今御指摘になりましたような、精神児については何もかもやるというふうな機関、あるいは法律体系というふうなものも考えられるわけでございます。まして、また、その必要性もいろいろあるわけでございます。私どもこの法律案を起草をいたしました際の過程におきまして、実はさような点をも配慮いたしましたわけではございませんけれども、なかなか今日のこの情勢におきましては、そこまで一足飛びに何と申しますか、踏み切ることがなかなかむづかしい事情がございます。ただ、それが各法律が権限を争っているとか、あるいは関係各省がこの権限を争っているとかという問題ではないので、むしろか

ようなめんどうな問題はなるべく人にやってもらいたいというふうなことでございまして、そういうことでなしに、そういうことを一足飛びにすることがはたして、この福祉をねらつておるものでございまして、福祉の増進ということに、ほんとうに地道に考へて寄与するかどうか、たとえば児童福祉法との関係に例をとって申しますと、児童福祉法ですでに十数年の間、一分類として扱つて参りまして、今日までに相当な——おとなの方と比べまするといふ意味でございまして、相当な成果を上げてきておるわけでありまして、施設の敷にいたしましては百数十になつておるに、扱つておる人たちの数も相当な成績を上げてきておる。さようなものを直ちに一本の法律で行ないますことが、理論的には確かにすつきりするわけでございますが、しかし、現実の問題としてそれは次の段階でものを考えることにして、とりあえず当面穴があいておるところをまずふさいでおいて、そしてその次の段階に、今のような先生御指摘のような構想でもつともう少し総合的に考えていくというの方が、実は妥当ではあるまいかというふうな実は結論に到達をいたしました。かような考え方で法律を御提案申し上げたわけなんです。ただし、この法律も若干今先生が御指摘になりましたような方向に実は向かつておるわけでございます。具体的な点を申し上げてみますと、たとえばこの法律で精神薄弱者と申しておりますのは、身体障害者福祉法が身体障害者を十八歳以上と限っておりますが、この法案でいう

精神薄弱者といふのは十八歳未満も含めて一応規定いたしております。なおまた、更生相談所でございまして、精神薄弱者福祉司でありますとか、それらの任務におきましては、身体障害者の場合のように、児童福祉法とびつたり区切つてしまつて別々だといふふうな建前をとつておりません。両方がオーバ・ラップしていくような建前をとつております。従いまして、さういふが、これは非常にわずかな点でございますが、今先生御指摘になりましたような理想に向かつて若干の萌芽を出しておるというふうな構成になつております。しかし、いづれにいたしましても、今先生御指摘のようなことにつきますしては、将来の問題として段階を踏んで進む方がいかにいいかといふう、まあ私どもの考え方にとりまして、かような法律を御提案申し上げたような次第であります。

○片岡文重君 総合的な機関の方向に向かつておるといふ御答弁が、あつたのですから、なるべく早い機会にそういうふうになるように、私は強く要望しておきたいのです。ただ、今ある穴から埋めていくという行き方も、さういふ穴を一つ一つ埋めていく努力も、一挙に総合的に解決をしていく努力も私はそう大して違いはないのじゃないか、各省間においてそれぞれ負担を持っておられるのですから、たとえば、これはまあこの席の私の思いつきですから、一つのヒントにでもなればというので、あえて申し上げるのですが、たとえば総理府等に精神薄弱者対策委員会とかいうようなものを作つて、その中に訓練可能な者、

あるいは教育可能な者、あるいは特殊な者といふふうな区別をしてやるなり、いろいろこまかなことについては今ここで申し上げる向もないのですが、そういうのも私は一つの方法だと思ふのです。特に今各省に分散しておる各担当の方々の扱つておられる諸問題を一つの機関にして進められるならば、その間におのづから連絡も緊密になるし、重複しておるようなたとえば調査にしても、厚生省で調べたならば、文部省で調べられる、労働省で調べられる、さういふものが一省で済むわけでしょう。法務省の非行者に対する取扱いや対策にしても、今よりももっともつと私は円滑にいくでありまして、十分の措置が私にとられると思ふのです。ですから、さういふふうにしてやつた方が、むしろ今ある数多くの不十分な面を一つ一つ埋めていくよりも、一挙に解決のできる方法をとられた方がいいではないかということとを申し上げておるわけです。これはぜひ一つ大臣とも十分御相談になつていただいて、しかるべき機会に私またお尋ねをしたいと思ひますが、意見をまとめておいていただきたいと思ふのです。

今の御答弁の中で、この福祉法の対象とするところは、必ずしも十八才以上の者でもないのだ、十八才未満の者もあるといふことでありましたが、私は不勉強のせいか、どこか法文にさういふことになつておるか、ちよつとわかりませんけれども、どうもこの法案を一読した感じでは、少なくとも十八才以上のことになつておつて、十八才の線を引いて、精神児と精神薄弱者の区別を対立的にお考へになつておる

のではないかと感じを受けるので、申し上げるまでもなく、私はこういう精神者に対する考え方は、年令ではなしに、むしろ症状によって私は区別すべきだと思うのです。この福祉法では、そうじゃないに、年令による区別の方が重点になっておるのではないかと、ウェイトが置かれておるのではないかと、こう思うのです。諸外国の例を聞いてみても、この精神者対策については、年令というのは日本以外にはあまりないようです。症状による区別の方が多いように私は聞いておるのです。これについて、たとえば今申し上げました、その新卒者十五才から十八才未満の少年、これのしからば取り扱いは、この福祉法の対象に該当するような者は、これによってできるのかどうか、特に職業指導等はどうか考えておられるのか、今のところそういう機関がないのですから、私ははなはだ問題だと思ふのだけれども、それらについて一つ御意見を伺いましょう。

○政府委員(高田正巳君) この法律案は、福祉の面につきましては、今年齢の区分で御質問でございますので、児童福祉法との関係が問題になって参ると思ひます。この法律が一般法で、児童福祉法が特別法というような、これは非常に通俗的な表現でございますが、そういう建前を実はとっておるのです。たとえば、この法律で何も書いてございませんとおるは子供の問題もあわせて書いておる、こうお読みをいただきますかと思ひます。そこで、何か年齢の児童福祉法に譲るところにつきましても、必ず十八歳未満云々とか、十八歳以上とか何と云うふうな、この法律の中に規定がございます。それ

で、そういうふうなことに一応この法律構成がなっておるわけでございませう。この点につきましても、この法律を立案いたしました際に、一番実は私も苦労をいたしましたところでございませう。と申しますのは、今先生が御指摘になりましたように、十八歳以上十八歳未満、おとな、子供と申しましても、結局その生理的な年齢はおとなであつても、知能が子供のようだから精神だといふので問題になるわけですから、従つて、今の点は実は一番苦労をいたしましたところでございませう。まあ精神衛生法との関係も実はあるわけでございませうが、少なくとも児童福祉法との関係におきましては、むしろ児童福祉法からひつpegがして一本の法律にしたい、かといふ意見も実は強力にあらわされてございませう。しかし、ただ、いろいろ考えまして、たとえば、精神の児童といふようなものにつきましては、精神であるという特殊なニードと、いろいろ世話をしてもらわなければならぬというニードと、また、子供であるというところから発するいろいろなニードと、一体どっちが強いのだ——両方持つておることは事実でございます。しかし、一体どっちが強いのだという点になりますと、これはなかなか専門家の間にも必ずしも割り切れない、議論の出るところでございませう。そういうふうな非常にむずかしい議論もありますること、一つのつかうな割り切り方をいたしました原因ではございませうが、それよりさらに、先ほど私が触れました、理屈に走つて、児童福祉法からひつpegがすることによって、やあ一本になつて、やれ気がいいといつて、

児童福祉法からひつpegがして……。そういういたしますと、第一線機関なんかにつきましても、いろいろ変動が起こつてくるわけでございませう。児童福祉法からひつpegがしますと、今まで精神の子供のめんどうを見ていただいておりました児童福祉司というふうなものも、児童相談所というふうなものも、精神の子供については、もう手を触れぬといふことになつてくる公算がある。そうすると、こちらで作りまする精神薄弱者福祉司なり、あるいは相談所というふうなものが、直ちに強化されて参りますれば問題はないわけでございませうが、何しろこちらではこれから作つて参らうといふふうなものでございませうので、なかなか、初めのうちはそう強化されてこない、それならば児童福祉司をある程度数を減らして、そうして精神の方に向けたらいいじゃないかといふ議論になつて参りますが、児童福祉司というものは精神だけを取り扱つておるわけではございません。その他の身体障害者につきましても、非行少年につきましてもいろいろやっておるわけでございませう。従つて、これを減らして片一方に持つてくるといふこともできない、そういうことになつて参りますと、その辺の移り変わりといふものは、よほど実態といふものをよく考えてやらせんと、かえつて、一本にして総合的に強力に進めるのだといふかけ声が主になつて参つて、実際の仕事といふものは、かえつて過渡期においてはいろいろトラブルがあつて、所期の目的を達せないのであるまいかといふふうな、まあこれを一口に言へば、児童福祉法といふものは、すでに十何年の歴史を持

ち、それだけの積み上げをやつてきておる。従つて、そういう点もやはり尊重して、そうして措置の権限でございませうとか、そういうふうなものにつきますと、十八歳未満についてはやはり児童福祉法にまかして、そうして差しかつけない部分についてはオーバラップをさせて、そうして両々相待つて精神薄弱者のおとなから子供までの福祉をはかつていく、しかも、おとなの方は、非常に何もやつていないような状況でございませうので、その穴を埋めて、それが両々相待つて、まあ福祉に欠くところのないようにやつていく、こういうふうなことが、今日の段階における一番重要なやり方なんではあるまいか、さんざんこね回したあげく、さような実は結論に到達したわけでございませう。

それで法律の条文としましては、非常に奇妙な条文が三条に載つております。普通の法律としましてはおかしな条文が載つておりますが、これらに苦心の表われが一つ出ておるわけでございませう。さようなわけでございます。確かに先生御指摘の点は、これはもう非常に問題の点であるわけでございませうけれども、まあ私どもの考えでは、今日の段階ではこれで一つ出発をして、そうして将来の問題として段階的に今のようなことに、先生御指摘のような方向に向かつていったらどうであらうか、非常にこの表現が的確でございませう御理解がいただけないかとも思ひますが、そういうふうな考え方でのこの法律案を準備いたしました次第でございませう。

○坂本昭君 関連して。先ほどから指摘しておられる片岡委員の御指摘は私も全く同感であります。で、ただいま局長は両々相待つて穴を埋めていきたい、こういう説明がありまして、その説明の意味はよくわかるのです、わかるのだけれども、ちつとも埋まつていないと思ふ。特に児童福祉法が昭和二十三年にできて十数年たつてゐる。従つて、児童福祉法ができて一、二年というならばともかく、十数年もたつて、そうしてたとえば児童福祉施設については、国が設置するといふことが明確に規定せられて、国が設置する児童福祉施設の中で模範的な措置が十数年とられてきてゐるはずである。従つて、今度精神薄弱者の福祉法ができるような場合には、従来の児童福祉法の線を単なる特殊法として見るのではなくて、さらにそれを伸ばすような法律を作るべきであつたと思ふ。ことに児童は育つていくものであります。先ほど十八才の問題が出ていましたが、十八才までの精神児は保護されますが、十八才を過ぎた場合の措置といふものは当然この法律で守らなければならぬ。前回も私は質問しまして、秩父学園の例も出ましたが、なるほど秩父学園では十八才をこした場合は、数年見ることのできるようなことは一応規定として定められてはあります。しかし、現実の問題としては、片岡委員の指摘された通り、全国にはどこにもできていない、そういう状態の中で、結局秩父学園では十八才を過ぎた者は現実的に守られていない、だから私はこの際、前回伺ひました例の国の負担の項目に、その中にはつきりと国の設置する精神薄弱児施設といふことを入れておくべきであつたと思ふ。もちろんこれを入れたならば、三十五年度の予算に計上

しなければならぬということも生まれてくるおそれもあったでしょう。しかし、まあ三十五年度については申しませんが、二、三日後になって、三十六年度の予算を組むときに、あなた方は組み得るようには先ほど段階を置いて言っておられましたけれども、その段階は非常に早い段階で、私はこの法律が通った後にすみやかに修正をして、国の設置する精養軒に入所させた者については、国がその費用を見るときは、項目を私は当然入れるべきだと思ふ。そうしないと、児童福祉法との関連においても平衡を失すると思ふ。これは大臣にもあらためてまた伺おうと思ふが、技術的な問題として、私は局長がそういう決意を持って、少なくとも三十六年度の予算を組むときにはこれは考えていただくなければならぬ点だと思ふ。その一点を一つあらためて、これは片岡委員の質問にも直接関連しておりますから、この際伺っておきたいと思ふ。

○政府委員(高田正巳君) ごく卒直にお答えをいたしますと、実は国が直接設置、経営をする施設に関する規定もこの法律案の中に実は盛り込みたかったわけですが、しかし、これはいろいろ政府内部の検討におきまして、予算も通っておりませんし、かつ、法律案立案の常識としてこれが入れられなかった、しかし、将来私どもは、国が直接経営をいたしますおとなの施設につきましても作って参りたい、こういう考え方は実は持っておるわけです。ただ、これがいつの時期に、三十六年度に実現するか、三十七年度に実現するか、この時期の点につきましては、ここで何とも申し上げるわけには

参らぬと思ふけれども、できるだけ早い機会に、さようなことも私どもとしては考えて参りたいという希望でございます。

それからまあ、事の前後を言うわけではございませんが、私は国立の施設というものはこれは確かに必要でございますが、それより以上におとなの施設につきましては、全国にまだ今年度、三十四年度に三カ所できたばかりで、都道府県にこういう施設がまず普及していくということもこれは忘れちゃならないことだと思ふ。国立の施設の持ちます使命というものはいろいろあると思ふが、一つには処遇の方法なり研究なりというふうなモデル的な意味合いが相当強い。しかし、都道府県にできる分は、現実に収容をして福祉をはかつていくというところに目的があるわけでございます。その方が、何しろ子供の方は百幾つもあるのに、おとなの方については全く今のような状態ではこれはどうも工合が悪いと思ふ。従つて、この方を拡充強化いたしまして、当面の目標としては、早い機会に、全都道府県に少なくとも一カ所ずつというふうなところを目標に、できるだけ早い機会にこれを充実して参りたいと思ふ。これを先にして国の方の分にあつては、いろいろでもございませぬけれども、しかし、さような非常に急ぐ施設もあり、それらと両方にらみ合わせ、将来の問題としては国立の施設も持って参りたい、かように考えておるわけでございます。

○坂本昭君 今の点についてさらに申し上げたいのですが、なるべくすみやかにということはわかりませんが、十八才の者が十九才になることはこれは必然的なことであつて、従つて、そういう意味で、当然児童施設の延長されたものとして三十六年度の予算の中には作るべきだ、そういう一つの時間的な点、私は物理的な要請もあるもので、その点は私はむしろ積極的に財政当局にも御要請なさつてしかるべきだと思ふのですが、これが一点と、もう一つ、なるほど地方にたくさん設置するということも必要ですが、この問題の性質上、非常に研究を要する困難な私は施設だと思ふ。そういう点ではやはり国立の施設をたくさん作れとは言ひません、指導的なものを、国でなければ研究のできないものを、ごくわずかでもいいですが、これはモデル的なものとして当然作るべきではないか。だから、むしろあなたの説明を裏返して言えば、二つの理由のゆゑに裏返して言えば、国の施設を、モデル的なものを速急に作る必要がある。私はそういう点で皆さん方のお考えをうしろから大いに推進していきたいというので、あなたの方の明確な決意をもっとはっきりしてもらふということ、こちらにも都合があるということなんですね。で、二、三年あとということじゃなしに、私は三十六年度にはぜひともこれを實現させていただきたい、片岡委員のお気持ち私は多分そこにあるだろうと思ふので、あえてその点をさらにもう一べんお尋ねしておきたい次第です。

○政府委員(高田正巳君) 将来国立の施設を直接持つことにつきましては、十分な努力をいたしたい、かように考えております。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後二時六分開会

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから再開いたします。

委員の異動について報告いたしました。三月二十九日付をもつて久保等君が辞任し、その補欠として江田三郎君が選任されました。報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) この際、身体障害者雇用促進法案を議題といたします。

ただいま政府からは、労働省職業安定局長、住企画課長、木村雇用安定課長、労働基準局からは上原監督課長が出席をしております。警察庁からは町田防犯課長、文部省からは辻村特殊教育主任官が出席をしております。質疑のあり方は順次御発言を願います。

○坂本昭君 すでに私たちは、この前の三十一通常国会のときに身体障害者雇用法案を提出しまして目下継続審議の中にございます。われわれとしては、雇用の基本問題はもちろんのことでありますが、特にこうした身体障害者の雇用問題を促進するというところは、労働問題の基本的な面に多々触れる点があるのであつて、今回政府がおそまきながら雇用促進法案を提案されてきたことは確かに一歩前進だとは考えます。また、すでに先般労働大臣の提案理由の説明の中でも、国際労働機関の三十八回総会で、身体障害者の職業更生に関する勧告が採択されたということに触れておられたこともまたことにもっともだと思ふ。ただ、今回の政府提案は、なるほど一歩前進には違ひありません。しかし、一歩前進であるけれども、国際情勢、文明国における労働雇用問題から見るといふと、すでにその国は五十歩ぐらい前進している。その五十歩ほど前進している中で、一歩前進したと言つて自画自賛されても、これでは私は日本の国民としてはまことに不満足な点が多いと思ふのであります。先ほど申し上げました通り、この身体障害者の雇用の問題は、単なる身体障害者といふことにのみ関することはなく、いわば雇用問題、労働問題にヒューマニズムの息吹を吹き込む手がかりだと私は信じております。従つて、政府並びに与党の皆さん方ももっと熱意を入れて審議をし、また、この問題に取組んでいただきたい。今日の労働状況は、御承知の通り、労働状況だけじゃございませぬ、全部が弱肉強食、そういう最も悪い自由主義の現われが私は日本の社会のすみずみに見えておると思ふ。あまりにも弱肉強食が露骨過ぎる。そういう点でこの身体障害者の雇用の促進の問題について最初には触れていきなさいと思ひます。外国ではどこでも身体障害者の雇用問題は相当に促進せられております。特に第二次大戦後、この戦争犠牲者、身体障害を受けた者もある、あるいは遺児になった者もある、こういう人たちに對して非常に積極的な施策が

雇用の上においてはかられている。しかもこれらが全部同じように、なるほど未亡人は身体障害者じゃない、あるいは戦争の遺児もそうじゃない、けれども西ドイツの立法などを見ると、明確にその点が取り上げられている。アデナウアー首相が来て、明後日の午後はその時間がとられて審議はできないというようなことを言っておりますが、そんなアデナウアーの外交方針などに私はかかずらう必要はないと思う。アデナウアー首相の施策の中でいい点は、たとえば身体障害者雇用法——この西ドイツの雇用法の中では、戦争未亡人、戦争遺児、あるいはナチスの迫害によって障害を受けた人、こういう人たちの優先雇用というものが明確に取り上げられている。むしろ私はそういう点について、アデナウアー首相に來てもらって、委員会でも身体障害者の雇用問題の説明を聞いた方がまだましじゃないかとさえ思うのです。率直に申し上げると、今度の政府のこの提案は、羊頭を掲げて狗肉を売っている、そういうたぐいじゃないかと思う。知っていない人は非常に歓迎しています。早く通してくれ、通してくれと言ふ。だから、実は私たちも非常に立場上苦慮している点がある。こんな悪い法律を出して結果的にどうなるか。しかし、この名前は、身体障害者の雇用を促進する、これに反対するわけにはいかぬ。名前はいいのですよ。しかし、この内容は、私は非常な問題点を多数含んでいると信じております。で、よく知っている人ほど、特に身体障害者の雇用関係に熟知している人ほど、むしろこれは悪法になりはせぬかということを憂えております。つま

り、身体障害者の雇用の促進にならぬじゃないか、つまりこの法を悪用されることによつて、今までは、たとえば小児麻痺の人、あるいは脳性麻痺の人たちで中小企業には採用されておつた実例がある。ところが、こういう法律が通ると、あとでまた触れますけれども、この身体障害者の規定の中には、人さし指と中指とこうなかつたら、これだけで身体障害者になるんですよ。それから足の親指が一本なかつたらそれで身体障害者になるんですよ。これだけなくとも仕事はかなりできる、足の親指がなくてもダンスだって何でもできる、今までそういう人はくつをはいて別に見えませんでした、身体障害者というこのふれ込みもなかつた、ところが、今度これが出てくると、足の指がなかつたら身体障害者、あなたは身体障害者で、今度の雇用率の中で大事の数だから、一つあなたはこのへん入ってくれということによつて、むしろ企業によつては今まではあたたかい気持の上から、ヒューマニズムの上から雇用されておつた人たちが、むしろ法律によつて締め出しを食うという危険性もある、つまり軽い身体障害者が、この法律によつてその自分の地位を安定化して、ほんとうに必要とする身体障害者の雇用の促進の道がはまれるのではないか。なぜこういうことになるかという、この法律の大事なきめ手が抜けているからです。私はそう思わざるを得ないので、す。で、ほんとうに雇用の促進を必要とする人、これはまあ先般も日雇健康保険のときに触れましたが、日雇労働者だとか、あるいは戦争犠牲者だとか、身体障害者だとか、こういう人た

ちをほんとうに雇用する一体意思を持っておられるのかどうか、私はまず最初にその根性の問題から、根性がちょっと悪いのじゃないかと思うので、まずその点をよく承っておきたいと思うのです。

○政府委員(堀秀夫君) 身体障害者雇用の問題につきましては、御承知のように、現在身体障害者が各地域におきまして多数存在しておられるにもかかわらず、その雇用状況は必ずしも良好とはいへないものであります。労働省におきましても、従来は、職業安定機関の行政指導と啓蒙によりまして、事実上この身体障害者の方の雇用を促進するという方法をとつて参つたのでございまして、やはり現状を見ますと、一般人と比べて、身体障害者の失業率、あるいは身体障害者の雇用率というようなものが非常に悪いという状況であります。やはり単なる事実上の指導では限界がおのずからありはせぬかということを考へておるわけでありまして、そこで、諸外国の例、それから坂本委員が非常に御熱心に提唱しておられます社会党の身体障害者雇用法案等を参考にさせていただきまして、それらの気持を十分に取り入れまして、身体障害者雇用促進協議会という協議会を労働省に設けまして、労働、それから身体障害者の関係者、学識経験者等にお集まりいただきまして、われわれの考へ方を述べて御審議を願つたのであります。が、今回、その成果として作成いたしましたのが、提案いたしました身体障害者雇用促進法案であります。

そこで、この身体障害者雇用促進法案につきましても、われわれは今のよう

うなヒューマニズムの考へ方を基本としまして、恵まれない身体障害者の雇用を少しでも多く伸ばしていこうという気持ちに出發しておるのであります。この内容につきましては、あるいは、たとえば雇用比率の設定にしても、いま少し罰則等を設けて、強制雇用的な色彩を強化すべきであるとか、あるいはもう少し突き進んだことを規定すべきであるというような、いろいろな御意見もあると思いますが、とにかく最初先生の言われましたように、この法案は、今までの状況に比べましたならば、一歩もしくは数歩の前進であることは、これは間違いないところではないかと私は信ずるものであります。また、この雇用比率の設定にあたりましては、今回の身体障害者雇用促進法案の身体障害者の定義が、軽い者を包含するような法律になつておる結果、結局、重度の者が軽んぜられることになりはせぬかという御心配もあるわけにございまして、これは私もそのようなこと考へまして、いろいろ検討いたしましたのであります。が、結局、今回のこの法案の別表に掲げたものといふものは、やはり何らかの意味におきまして、作業能力に欠陥があるという方を包含するつもりで入れたのでございまして、やはりここに掲げであるような方は、一般人と比べて、最も就職にあたりましては不利な立場にあるというところは間違いないわけでありまして、従ひまして、やはりこの身体障害者の雇用促進法案を実施するためには、この程度の方もこの中に入つてもらつた方がいいという考へ方でこれに取り入れたわけにございまして、雇用比率の設定につきましては、

これはお手元に差し上げました資料にも若干記載しておきましたけれども、おおむね現行の雇用状況を見まして、その倍程度の雇用を達成しようというねらいに立つておるのであります。従ひまして、これによつて身体障害者の雇用促進が大きく推進されるということとは間違いないところである。軽い者ばかり入りまして、重度の者が保護を受けられないという御懸念に對しましては、この法案に、職業安定機関の使用主その他のものに対するところのいろいろな指導について規定がございまして、援助についても規定がございまして、また、適応訓練というような新しい制度も取り入れておるわけにございまして、これらのものを活用いたしまして、重度の方に対して、その方が軽度の者に比べてさらに保護を加えられますようにわれわれとしては配慮して参りたい。これを要するに、われわれの気持は、純粹に人道的な立場から、一般の国民に比べて不利な条件にある身体障害者に対して、その雇用を少しでも前進させたいという、全くの人道的な考へ方から作成したものでございまして、われわれとしてもその法案と並びまして、今後職安行政機関を通じて大きな運動を展開していくことによりまして、身体障害者の雇用促進をはかることに努めたいと考へております次第でございまして、御了承を願ひたいと思ひます。

○坂本昭君 あなた方のこの雇用促進の目的は、ただ身体障害者の職業の安定をはかるということに尽きていないと言ふと語弊があるかもしれませんが、ただそれだけのことで、それさえ果た

することができたならば、それでもなお
けつこうですけれども、私は現在安
定している人の、その職業の安定を促
進する結果になりやせぬかということ
を一番おそれているのです。それで、
今局長は人道主義の、ヒューマニズム
の立場に立ってこれをやっていくとい
う決意のほどを述べられました。それ
では行政的に具体的な計画、この法律
が通る四月一日から具体的にどうい
う方法をとって、具体的に何人の
人をいつまでに雇用する計画を持って
おられるか。これはこの法律の精神に
のっとった具体的な計画、その内容を
御説明いただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) この法案が成
立いたしましたならば、早速この法
案にごさいます身体障害者雇用審議会
の委員を委嘱いたしまして、これを早
急に発足願ひまして、そうしてこの審
議会の御意見を伺ひまして、この法律
の中にございます規定を重点的に実
施して参りたいと考えてございます。

そこで具体的に申し上げますと、
まず第一に、この法案の中核でありま
す雇用比率の設定の關係でございま
す。大体これはわれわれの一応の推定
でございまして、若干の見込み違い
があるかもしれませんが御了承願ひ
たいと思ひますが、われわれの一応の
推定によりますと、この法案の対象と
なる身体障害者の数は大体九十六万
人とわれわれは推定をしております。こ
のうち新たに常用雇用者として就職す
ることを希望する者の数は、大体い
ろいろ推定をいたしまして八万三千人程
度であろう、このように考えておりま
す。そこで、現在の雇用状況について
見ますと、国及び地方公共団体等に

おきましては約二万五千人の身体障害
者が雇用されております。それから民
間の事業所、これは従業員十人以上を
とりますると六万三千人程度が現在雇
用されておられるわけでございます。そ
で、大体現在の国と地方公共団体等
と、それから民間の事業に分けて雇用
されておる率を見ますと、大体国、
地方公共団体等において雇用されてお
ります身体障害者の比率は〇・六九％
でございます。それから民間事業所に
おきましては〇・六五％でございます。
そこで、われわれといたしましては、
これは身体障害者雇用審議会にお
諮りしまして、その雇用比率を具体的に
に設定したいと思つております。一
般にございましては、さしあたりこれを約
倍にするということを考えてございま
す。従いまして、国それから地方公共
団体等の機関にかかる雇用率を一・
五％程度ということを考えてございま
す。ただし、その中でも相当重度の作
業を必要とする国鉄とか、林野関係と
いうようなところは、若干これはその
事業の性質を見まして雇用比率を少し
下げるということも考えております
が、それについても一％以上にはいた
したいと、このように考えてございま
す。それから民間事業所につきましては
は大体一・三％程度にいたしたい、これ
もやはり事業の種類によりまして、現
場に重度作業の多いようなところにつ
きましては若干比率を下げますが、こ
れもやはり一％以上は確保するように
したい。大体従いまして原則として

いたしたい、そのようにして考えてみ
ますと、今回のこの措置によりまし
て、国、地方公共団体等において新し
く二万三千人、それから民間事業所に
おいて六万人、合計八万三千人の身体
障害者の方を就職させる、このような
目標を作つて推進して参りたいと思
つておられるわけでございます。これにつ
きまして、その時期をどのくらいにす
るか、どのくらいの間にこの倍増を達成
するかという問題でございまして、
これも審議会にお諮りしまして、産業、
企業の実情等を考えつつ、またしか
し、あまり考えまして現状より進まな
いということではいけませんので、そ
れに前進の目標を入れまして、この数
年の間にこの倍増の計画を達成する
ということを目ざしたいと思つて、こ
の民間、地方、国、公共団体に対する
ところの雇用比率の設定の政令を公
布、実施いたしまして、そうして国、
民間事業所等において計画を立てて、
この目標に向かって充足させていくと
いうことを推進したいと考えてござ
います。それと並びまして、こまかな
点は省略いたしますけれども、適応訓
練という章がございまして、これは
身体障害者につきましては、やはり職
場になかなかとけ込みにくいものでご
ざいます。従いまして、その職場環境
に早くなれるため、都道府県が身体障
害者について作業の環境に適応するこ
とを容易にさせるということを目的に
して適応訓練を行なうことになつてお
ります。これは使用主に委託するこ
という形で実施いたしまして、国、地方
公共団体が、国と都道府県が二分の一
ずつの負担をいたしまして実施をして
参りたい。このようにして、身体障害

者が新しい職場に早くとけ込むよう
にわれわれは考えて参りたい、まずこ
の二つの点を実施するとともに、あと
は職業安定機関の体制を整備いたしま
して、この法律に書いてありますいろ
いろな指導、援助等につきましても積
極的に推進して参りたい、このように
考えておる次第でございます。

○坂本昭君 今の説明の中で私の求め
たのは、つまり行政的な具体的な計画
ですが、大事な二点について、もう一
べん確かめておきたい。それはこの雇
用率ですね。まあ率そのものについて
も、後ほど検討してみたいと思ひま
す。この雇用率を達成させるために
が、これは数カ年という、二年から
九年までが数カ年だと思ひますが、そ
ういうあいまいなことでは困るので
ういふあいまいなことでは困るので
ね。あと九年かかってこの雇用率を達
成したいというようなことでは、はな
はだたよりない。あなたは一体この行
政を促進するために何年でやるのか。
少なくともこの法律の中には何も書い
ていないのですよ。その点あとの政令
にゆだねるとか何とか書いてあるかと
思つたら、それも何も書いていない。
そんなことではほんとうに絵に描いた
もちになつてしまふ。もっとその点明
確にしたい。今度の雇用率に
達成するまでの期間、何年ですか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につ
きましては、身体障害者雇用審議会にお
諮りいたしまして、その御意見を十分
参酌いたしましてきめたいと思つてお
ります。大体われわれの一応の考
え方といたしましては、おそくとも五
年程度、五年以内というふうに考
えております。しかし、なおこの実施につ

きましては、いろいろ関係者の方に御
意見をお伺ひいたしまして、そうして
産業、企業の実情に即するとともに、
われわれの考えておりますこの身体障
害者の雇用を促進するという立場を基
本といたしましてきめて参りたいと思
つております。

○坂本昭君 私が羊頭を掲げて狗肉を
売るのたぐひだと言つたことは、まあ
雇用率を設定しても、その雇用率に達
するための行政の足が実は出てきてい
ない。たとえば今五カ年以内というこ
とを言われましたが、早くやろうとす
れば、これはそのためのかなり専門的
な技術あるいは能力を持った人がこの
問題を扱う必要もあるのではないかと
思ふのです。なるほど適応訓練とい
うたぐひの考えは悪くはありません
ん——悪くはありませんが、労働省の
考えの中には、身体障害者を何か特別
扱いにしているような感じがなきにしも
あらず。足のない者には義足をつけ
て、そうしてそれで訓練をさせて仕事
に従事させる。ところが、実際は、身
体障害者に聞いてもらふような訓練
をしてもらふわけでもない。足なくたつ
て仕事は幾らでもできる。そういう根
本的な問題も一つありますが、それよ
り一番心配するのは、職業紹介等とい
う第二章の中にいろいろ書いてありま
す。多分これは公共職業安定所での
事務を取り扱つていくのだらうと思
ふのですが、一体この職安の中で、今後
の問題を一体だれが専念をして取り扱
うことになりましか。また、この法律
ができたときに、これを推進する一番
第一線に立つ人はだれか。また、そう
いう人は何人くらいおるか。そうして

きましては、いろいろ関係者の方に御
意見をお伺ひいたしまして、そうして
産業、企業の実情に即するとともに、
われわれの考えておりますこの身体障
害者の雇用を促進するという立場を基
本といたしましてきめて参りたいと思
つております。

今のあなたのお考えのような八万三千人をどうやって掌握するか、その職安行政の第一線をどうするか、その説明を承りたい。

○政府委員(堀秀夫君) 身体障害者の取り扱いにつきましては、私どもは、坂本委員御指摘のように、できませんこととならばなるべく特別扱いをしないで参りたいということが理想であると考えております。しかし、まあその身体障害者の状況によりまして、どうしても特別扱いをせざるを得ないという方がつきましては、何とか、劣等感を味わわせるようなことなしに扱います、やはり特別な保護を与えるということが必要ではないかと考えておるわけでございます。そこで、適応訓練につきましては、この雇用促進法の中に新しい制度として設けたのでございまして、訓練につきましては、私どもは、これから職業訓練法に基づきますところの職業訓練所におけるところの訓練、これをさらに拡充して参りたいと考えてございまして、これにも二通りございまして、一般の職業訓練所と、それから身体障害者の特別の訓練所がございます。この特別の訓練所につきましては、現在八カ所ございまして、これは相当重度の身体障害者を収容して特別な訓練をしております。それから一般の職業訓練所におきましても、これは軽い身体障害者でございまして、一般人と同様の訓練ができるという方につきましては、差別をせずに、これにもなるべく収容して参るように考えて参りたいと考えてございまして、それから次に職業紹介でござい

ます。これにつきましては、職業安定所に職業紹介官という制度を昨年から設けまして、もっぱらこの職業紹介、職業指導というケース・ワークに当たらせることにいたしまして、これはこの窓口で人に接触し、指導するという仕事につきましては、やはり相当熟練の公務員が当たる必要である。あまり経験のない若くて、未熟な人が接するようでは、その人の一生を左右するような問題の指導相談にあずかることはできないのじゃないか、こういう考え方で職業紹介官の制度を設けまして、これは全国で五百人くらい置かれることにしております。もう大体その四分の三程度は補充をいたしまして、残りも早急に補充したいと思っております。このような方々が職業安定所の窓口で配属されて、そうして、このような身体障害者の関係について具体的な指導、相談を行なうというふうな考えでおります。それから、なお、比較的大きな職業安定所からしましては、もう身体障害者専用の係を設けて、そうして、ここにおいて身体障害者について特に御指導を申し上げる、こういうようなことも現在実施しているところがございますが、こういうようないろいろな組織を活用いたしまして、われわれとしては、身体障害者に対して、できることならば、一般人と同様な扱いをします、が、やはりその身体障害者の状況によりまして、特別な保護を必要とするような方については、劣等感を与えるようなことを避けつつ、特別の御相談と御指導を申し上げて参りたい、このように考えております。

○坂本昭君 最初から少しこまかいこ

とをお聞きするようですが、私は具体的にこの八万九千の人が雇用促進される、そのためにこの法案並びにそれに伴ったことが十分整備されているか、それが心配なので、重ねてこの職業紹介官の問題についてお尋ねをしたい。今承ると、五百人でまだ四分の三しか補充されていない。そうしてこの法律は、この四月一日から実施する。かりに八万九千の人の八万三千の雇用を確定するとして、かりにこの五年以内のことですが、やはり二十万名くらいの人を対象として、その中から選んでいくということになりはせぬかと思う。そうすると、今五百人としても、一人で四百人くらい受け持たなくては行けない。はたしてこの職業紹介官が数の上でできるかどうかというところが一つ、それともう一つ、私もあなたのごころの職業安定の仕事に熱心なやっておられる尊敬するあなたの部下である公務員を知っております。実によくやっておる。ところが、このよくやられる方は、まずその気持の上において非常に人道主義的な考えが強くなくて、きついのです。小児麻痺の子供や、脳性麻痺で動けないような人を、これは主として現在のところでは中小企業のそういうところへ紹介をし、そうしてその人の一生の安定をやるためには、なまやさしいことではできない、そういうことをよくやっておられた人を私知っておるので、すが、そういう人ができ上がるためにはなかなか簡単にはいかないのです。ことに身分の点あるいはそうした熟練された人がその地位が保障されるという点、そういう点がうまくいかな

い、こういう生きものを、生きものの中でも特にデリケートな問題を扱う行政はうまくいかない。で、私はその数の点で、今のようない体これだけの職業紹介官がこの問題を解決できるかという点と、それからもう一つは、今の職業紹介官で、身体障害者もやればいろいろとをやる。そういうようなことではたしてその人が彼のヒューマニズムに徹底してこの身体障害者の雇用促進に専念できるか、この法律の一番の先、扱う人の問題、それについて御説明いただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) お話のように、特にこの問題につきましては、この仕事に携わる公務員がほんとうに人道主義的な考え方に徹しましてその職務に専念されることが必要であるとわれわれは考えております。それで、この問題につきましては、私どももいたしましては、その意味におきまして、これもただいま御指摘がありましたように、地位の安定した身分というものを確保してあげるようにしなければいけない。役所の中で出世主義に走りまわって課長になりあるいは所長になるというふうなコースばかりを目標にするのではなく、このように思っておるわけでございます。そこで、ただいま申し上げました職業紹介官という考え方は、今の考え方と立ちまして、この職業紹介官という人は、別に課長とか所長とかというポストにつかなくても、やはり給与なりその他身分につきましても安定させるということをおねらったものでございまして、この職業紹介官の方につきましては、そういう意味で職務の面におきましても安定性を

保持させる、こういう考え方で設けたものでございまして、それからまただいまのところ五百人という数になつておりますけれども、私どもはこの五百人で、はたして足りるかと言われますと、これで十分だとはっきりここで断言する自信は持っておりませんけれども、しかし、これだけの方が各職業安定所におられまして、そうしてその職業紹介官を補助する係員ももちろんつけるわけでございまして、これらの人が一緒になりまして、この身体障害者の職業紹介、職業指導に当たるといふ態勢をとって参りますれば、われわれの考えておりますような仕事を、努力は要しますけれども、推進していけるのではないかと考えます。なお、やってみまして、今後の情勢によりまして、さらにこれでは不足だということがありますれば、われわれとしては、さらに第二段、第三段と整備の拡充に努めて参りたい、これは相手のある仕事でございまして、われわれとしても大いに努力しなければなりませんけれども、われわれとしては、そういう面についても今後さらに第二段、第三段と内容を充実させることに努力して参りたいと考えてござい

ます。

○坂本昭君 今度の法律の皆さんの目的と、先般私たちが社会党の出しました雇用法の目的とこれを読み比べてみますと、非常な差があるのではありませんか。政府の目的とするところは、「身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進することにより、その職業の安定を図る」ということであります。で、先般私が説明をいたしました身体障害者雇用法の第一条(目的)には、はつき

いまして、一般の就職率と身体障害者の場合と比べてみますと、やはりよほど悪くなっております。当然でございます。自営業の場合は相当伸びて、比率からいいますと伸びておりますけれども、やはり雇われる場合には非常に不利な立場に立っておりますので、まずそれを一般並み以上に引き上げる道はないかということが、とりあえずこの立法の趣旨になっておると考えるわけでございます。

ただいま何か法案をお説きになったのは、手ぬるいじゃないかということでお説きになった。計画を立てるとか、勧告をするとか、努めなければならぬ、まことに弱い表現だ、これじゃ法律にならぬじゃないかという手厳しい御批判もあつたわけでございまして、しかし、一応公務員だとか、あるいは一定規模以上の民間産業にも一つの割当基準をきめまして、そうしてこれを周知徹底いたしまして推し進めていけば、やはり次の国会では、その実績はどうだということが必ず問題にまなつてきますし、所期の目的を達成いたしますために、今局長は、これは計算の基礎があると思ひますので、五年間と申し上げましたが、私どももいたしましては、やはりこれは一年でも早くこの域にまで達せなければならぬし、それがはかばかしくなかった場合には、さらに、皆さん今御指摘になります通りでございますので、もっとこれを照し詰めた法案として修正するとか、あるいは提案するとかということになると思ひます。ただ、身体障害者にあたたい職業の確保の面で、またさらには一歩進んで、おっしゃる通りに、生活安定の面でもっと努めなければならぬわけでございまして、けれども、先ほども申しましたように、手ぬるいようですが、一歩前進というふうについて考えをお願ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま政務次官の御答弁に補足して申し上げますが、先ほど外国の事例の御研究の結果をお話しただきまして非常に参考になるわけでございまして、が、外国の諸事情によりましていろいろな沿革があるわけでございまして、私ども、もとよりこの内容につきましては、たとえば雇用比率の設定についても罰則を課するということが一番進んだあり方である、徹底したあり方であるというふうに思ひます。ただ、外国の例を見たらしくして御承知と思ひますが、十七カ国のうち、罰則を設けております国は六カ国でございまして、その他の国については罰則はないわけでございまして、それから今回提案いたしました法案につきましても、どうもきめ手がないのじゃないかというお話でございます。けれども、この十一、十二条等の、「国及び地方公共団体」これは卒先垂範してまず身体障害者を雇うようにしようというところになっておまして、十一、十二条、「身体障害者である職員の数がその身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため」、「計画を作成しなければならぬ」、「この目的は、この雇用比率以上身体障害者雇用率を達成する、そのために計画を」としてそういう具合になっておるわけでございまして、これに對しまして、

て、政令でその手続をきめることになっておりますが、労働大臣に協議もしくは通報するというような方法を政令で規定したい、これによって、われわれとしては、今の率先垂範して身体障害者を雇用するというのが徹底するようにわれわれとしてはやめていきたい、それから官庁同士のことでございまして、勧告とかいうことについておのれでございまして、これはもう守ることは、当然、国、地方公共団体は、当然率先垂範して、この点を比率以上にしなければならぬことになつておるわけでございまして、それから民間につきましても、この一般の場合には、計画の作成命令を規定してございまして、それから勧告等の規定があるわけでございまして、これについて、罰則ではきつりきめたらさうするじゃないかという考え方、それはもう一つの考え方であると思ひます。ただ、われわれ、実はこの一年以来、まあいろいろな考案を参考にいたしまして、民間の労使、それから身体障害者の関係者の方々、学識経験者等にお集まり願つて、協議会におきましてこの問題をいろいろ議論して、相当突っ込んだ議論があつたのであります。そのときの気分から申しますと、やはり罰則をつけてやれと言われるのでは、もういややながら雇うようになる、それじゃかつて民間事業主においても何か押しつけられて雇うというような感じになるので、身体障害者にとっては、やはりそのようなことでは、まずさしあたり、これはもう最初のステップでございまして、このような制度の方法によりまして、その気分を盛り上げていくということが適当なん

じゃないか、こういう考え方が強かつたわけでございまして。そこで、このような工合にしたわけでございまして、で、考え方においてはわれわれは目標は一致しております。要するに、次は方法論でございます。方法論につきましまして、いろいろのことを実は私どもも考えてみたのですが、まずこの出発点にあたりましては、この程度のところを出発するのが適当じゃないか、私はこれは一歩前進じゃなくて数歩前進であると、このように考えております。それからもう一つ、この社会党の法案との目的の考え方ですが、これはわれわれの考え方と同じこととございまして、職業の安定をはかるということ、職業の安定をはかるというところは、職業というものは、もとより生活を安定させるためにその職業につくわけでございまして、生活が安定しないような職業では適当じゃないわけでございまして、そこで、われわれといたしましては、職業の安定をはかるということとはもとより、その生活の安定をはかるために適当な職業の安定をはかる、こういう意味でございまして、その点は御了承を願ひたいと思ひます。

○坂本昭君 労働省のいう安定というのは、日雇いの失業保険だつて百四十円で安定しようというのだから、だからなまぬるい法律ではだめだと言つておるわけですよ。きょうは、あれはきょうで審議は済みしたから……。だから今の局長の言われた点ですね、官公庁の問題。私はさつき黙つて聞いておれば、あなたは官公庁の方も民間の方も五十年以内と言つたでしょう。これはそんなことじゃないのです。当然、官公庁の方は、一年なり二年なり、とにかく早くなくちゃいけない。ところがあなたの方は、両方とも同じように五年以内と言つていて、現に、私は、こんななまぬるいことじゃ何にもならぬというのは、すでに一昨年、官公庁が十六万人を新規採用してございます。そのうち身体障害者はわずかに七百六十三名です。そしてすでに身体障害者を優先雇用するという次官会議の申し合せができたのが昭和二十七年であります。昭和二十七年のときの次官はだれでしようか、吉武先生は大臣でした。そのときに、次官会議をやつて、優先雇用をしなければならぬという申し合せがあつて、それからもう八年もたつてゐるのかかわらず、一昨年の場合、十六万人採用の中にたつた七百六十三人、これが日本のお役所のやることなんです。だから、そういう考えのもとに、こんなくらの法律を伴つても役に立たぬということなんです。ほんとうにやる気なら、官公庁は、一つ三十五年度の採用について、どんぴしゃりでございまして、一・五％にするためにはもっとたくさん雇わなければいかぬでしょう、だから、私はこんなことではだめだということをして繰り返して申し上げておるんです。官公庁の方については、あとでもう少し議論はすけれども、具体的にこれはもう労働大臣のあれでございまして、もう少し具体的な官公庁についての雇用の促進の意見を聞かして下さい。

○政府委員(堀秀夫君) お話のような点につきましては、ここにございまして、国の機関におきまして、昭和二十七年の身体障害者雇用率、これは〇・

三八%であったわけでございます。それが昨年の調査によりまして、〇・六六%になっておるといふことでございまして、まあ次官会議等におきまして、事実上努めようじゃないかというような申し合わせをした結果、不十分ではございまいしょうけれども、相当進んでおる。しかし、やはり不十分であると思ひます。私どもは、この事実上のその努力しようといふことだけでは不十分であるというその反省をいたしまして、その上に立つて、だから法律を作つて雇用比率以上にするという義務を課したわけでございます。その意味におきまして、単なる次官会議の申し合わせによつて、事実上努力しようといふようなことでは不十分である、それを今度必ずやるということにいたしましたのもその趣旨でございます。法律に基づいてそのようにいたしましたので、これはまあわれわれ今後大いにこれを推進する責めがあるわけでございますので、今までは違ひまして、ずっと推進されることは、これは間違ひないところであらうと思ひます。

それからなお雇用比率が、外国に比べて、一・五%、一・三%といふのは少ないじゃないかという点も、これも非常に参考にしていただいたわけでございますが、これは完全雇用をおおむね達成しております国と、労働力が過剰で、まあ雇用情勢があまりよくないというようなわが国におきましては、おのずからいろいろの違いがある。そこで、われわれといたしましては、この政令で定める雇用比率を、とにかく現在の倍にする、倍増に推進するといふことを考えたわけでございます。まあこれは、期間につきまして

は、私どもは有効に進むように一つやつていかなければなりませんので、協議会に諮つてさらにきめたいと思つておりますが、一応まあおそくとも五年以内、こう申し上げたことが、早く進めばそれにこしたことはないわけでございます。それから雇用比率を見まして、さらにこの政令で比率もそのときに応じて、また、弾力性を持たせるという考え方が入り得るために、政令という考え方が入り得るために、政令で雇用比率をきめるといふことで固定した率にはしなかつたわけでございます。そういうようなことで、まずこれをとりあえず倍にするといふことでございしますから、まあ諸外国の進んでおりますところと比べると、比率は少ないといへば少ないわけですが、とにかく倍にするといふことでございしますから、われわれとしては、相当、いろいろこれに対するところの、実は率直に申しますと、反対意見もあつたわけでありまして、そんな、こんな倍にするといふようなことを言われて、思ひつきで言われても困るというような議論も一部には実はあつた。しかし、それをまあ納得してもらつて、とにかくここに踏み切つたといふことにつきましては、われわれとしても、まあ相当な努力を要したわけでございます。これをさらに進めまして、また、その実行の実績を見まして、さらにこれを前進させていくという方向に努力したいと考えてございします。

〇坂本昭君 次官にこの際お尋ねしておきますが、今の官公庁における雇率の促進の問題について私は二つ問題点があると思ふのです。一つは、前回の次官会議のようなこ

とではなまぬるかつたので、今度は立法化し、その中にはまず国並びに地方公共団体並びに政府関係機関がありまう。それに対して具体的はどういうふう指示するか、前の次官会議の申し合わせをみたもののじゃとてもだめですから、それを具体的にどうするかといふこと、これは労働大臣としての私は責任問題だと思ふ。これが一つと、もう一つは、新しくこの身体障害者を雇つていく場合、官公庁に雇うために、身体障害者の中に能力のある人があるのです。前に私申したことがありますが、何か一つ欠けたところがあれば、その人はどこかに能力が伸びるのです。一言欠ければ他官これを補う、目の見えない人は非常に耳がよいとか、身体障害者の人は、公務員として働いても、私ははじめによくやる要素がたくさんあると思ふ。従つて、そういう人々を官公庁でとるために、やはり特殊な訓練、適応訓練ではありませぬ、教育といふことが必要だと思ふのです。そういうことがここには何も出ていない、そういうことをやることによつて、能力がある身体障害者を官公庁に雇用させるということも当然考えられなければならぬ、この二点について、これは次官のお考えを承りたいと思ひます。

〇政府委員(赤沢正道君) 法律面から見ると、いかに手ぬるいようですが、私どもといたしましては、これは真剣に実現させなければならぬという決意を秘めておるわけでございます。あらかじめこの雇率を達成するために計画をしなければならぬといふことは、当然、官公庁などに人を採用いたします時期はきまつておるわけござい

いますから、あらかじめ労働大臣に協力をさせる、通報させるといったような方法を勵行いたしました、必ずその期ごとに計画いたしました率を達成させる、このことは非常に強い決意を保持しておる次第でございます。それから第二のことになりますと、坂本先生は医者さんですから、なかなかそういう点お詳しいと思ひます。私は不具の、言葉は悪いのですが、どこからだの機関に障害があるゆえに、非常に他の機関の能力が發揮しておるという事実もまま私ども承知いたしております。これはやっぱり、その特に發達した面をまた生かすといふことは最も必要なことでございしますが、実は大へん御返事がいつもの通りです。目下そのことについては重大な関心を持って検討いたしておりますから、それで御了承を願ひたいと思ひます。

〇坂本昭君 今の二番目の点について、これは身体障害者の人々、若い人たちの非常な熱望であります。熱望でありますから、この適応訓練という、かなり金をかけているでしょう。金をかけておられますから、何らかのういうことについて、官公庁に就職の機会を与えるための、これは職業訓練でなく講習会になるでしょう。金のかからぬ講習会です、こういうことをおやりになつていただけたらと聞いているのであつて、それを検討中といふのはどうも少しふさわしくないの、私はそれくらい誠意があつてしかるべきだと思ふ。金はかかりませ

ものですから、そういうことでとありませぬから検討中と申し上げたわけでございますが、もちろんおっしゃることは当然やらなければならぬことでありますので、これはさっそく御趣旨の通りに実現いたしたいと考えております。

〇坂本昭君 それでは次に伺ひたいのは、強制雇用では実はないのであります。が、的確に雇用させて八万三千人に就職の機会を与えたいとなると、私は今度のここの職業安定機関の紹介程度では實際的に僕にはできないのじゃないかといふ心配がある。どうしてもこのためには登録制をとるべきだと思ふのです。私の方の出したこの案の中では、先ほど局長も罰則のことを申しおられましたね。われわれの方にも罰則はないのです。罰則のかわりに、雇つたときに有利な条件、税の減税とか、そういう点で考えておつて、その点はよろしいのですが、一番大事な違ひは登録の問題です。つまりはつきり、これこれこれの人が労働能力がある、意欲を持っておつて、かつ失業している、こういう人をはつきりつかまないといふ實際に促進できない。そしてその結果は、足の指がないとか、手がこつたてといふとか、たつたこれだけのことで、ちやうど数が合うからちやうどいいじゃないかといふことでこの法律が雇用されるというのを私は繰り返して申し上げておるのです。たとえば、イギリスの立法では、登録制がかなり厳格にできております。これはやはりイギリスがやつてみていろいろな隘路があつたために、一九五九年の法律改正で登録制といふものを実施するようになった。結局その目的は、雇用

促進に必要なものを確認するということとなす。これがないというところ、この法律は生きてこないので。で、イギリスの場合は、その後だんだん老齢者が退職をしていくので、登録数がだんだんと減りつつある。結局、割当雇用率をイギリスの場合は下げているのです。日本の場合は将来上げていかなければならぬでしょうが、イギリスの場合はそういう完全雇用の制度がある、それでちゃんと登録はしておる。そういうことでだんだんと雇用されていくと、雇用率をちょっと下げなければいかぬというようなことが起こってくる。私はなぜ皆さん方が登録制をおとりにならなかったかということ、これは登録制をとると、イギリスの場合あたりを見ますと非常に明確な数がかかってきている。たとえば障害者の種類による登録の数を見ると、いわゆる外科障害が四〇％程度、それから内科障害、これもあとで議論したいと思いますが三八・五％、精神障害が四・二％、つまりどういふふうな人たちが登録しておいて、職業を求めているかということがきわめて明確になっている。で、これを、皆さんの法律では登録制がありませんが、何かこれにかかわるところの具体的なものを持って、今度の法律案の実行を御検討しておられるか、その点を一つ伺いたいと思います。

○政府委員(堀秀夫君) 職業安定機関におきまして、これはこの法律作成前から実はテスト・ケースとして実行しておることでございますが、職安に対しては就職を希望する身体障害者に対しては、任意登録制を実行しております。これを昨年から全面的に広げて参っております。これは私は、この法案作成にあたりまして、現場の職安を回りまして見て参りました、みずから見て参りましたが、これは一般の求職者につきましてもカードを取っておりますが、これは一定期間が過ぎますと、廃棄するようになっております。しかし、身体障害者の方につきましては、これは永久保存というようにしては、これは永久保存というようにしては、求職したときはいつでもある。それから紹介してどこに行つた。それからどこでこういうことがあつて退職した。それからまたどこへ紹介した。それからどこに働いておる、あるいは現在職がなくしてさらに求職中であるというように、その登録票、これを永久保存という形で実行しております。これをこの法律の実施と並行いたしまして、全面的に実施して参りたいと考えてございます。従いまして、事実問題といたしまして、先生のただいまの御指摘になりましたような方法によつて処理されることになるだろう、このように考えております。

○坂本昭君 それでは次の問題に移りたいのですが、雇用率の問題です。先ほど結論的にいうと、現在の雇用率を倍にするということがまあ最初のステップだという御説明であつて、この点困難な状況から見ても、われわれとしてはきわめて不満足であります。一応そのことは了承するとして、特に雇用率のところは第十一條の中にこの専売公社、国有鉄道、それから電信電話公社こういうものがあつておりますが、これらに限定された理由、ほかのところにまでこれを広げなかつた理由はどういうところにございますか。

○政府委員(堀秀夫君) この十一條の趣旨は、国、地方公共団体等の官庁、それからこれに準ずるようなところにおきましては、率先垂範という見地からして身体障害者の雇用促進に努めなければならぬ、こういう趣旨で設けたわけでございます。そこで、この場合に他の、国、地方公共団体等の機関以外のものについてこれに準ずるものはないものがあるだろうかというところで、いろいろ考えたのでございますが、やはり公社関係はこれに準ずるものとして取り扱つてよいのではないかと。たとえばこの職安関係の失業保険法等におきまして、この公社は、国、地方公共団体に準ずるというところで、同じ取り扱いをしておるわけでございませう。まあそれにならないうして、この三つの公社というものを入れたわけでございます。これらのものは公権力はなしいといつても、国、地方公共団体の機関に準ずるというところで扱つていいのではないかと考えて、この三公社をただいまの失業保険法等の取り扱いに準じまして入れたわけでございます。

○坂本昭君 私はさらに公社を入れるくらいならば、特に外国の立法では、金坂機関あたりは非常に多く多数に採用をしておる。日本の場合だったら、まず金融機関、日本銀行ですね。それから各種の公団、それから公庫、この線までは当然お入れになつてもいいんじゃないか。そうすると、雇用率は、一応一・五％でも、それに吸収される人の数はふえてくる。今言つたこの日銀その他の金融機関、公団、公庫、これをこの中にお入れになつてはいかかかと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(堀秀夫君) これは私ども事実問題といたしまして、銀行、公庫、金融機関というところは、身体障害者を雇用する適当な場所を非常に多く持つてゐる職場であると思われるので、従いまして、雇用比率等につきましても、相当高く考へていいのではないかと、このように思つております。

○坂本昭君 それでは、この法文に触れていないところについても、この身体障害者雇用審議会において、法の趣旨に沿つたような勧告をし、雇用せしめていくというふうに理解してよろしいですね。

○政府委員(堀秀夫君) さようでございます。

○坂本昭君 では次に、強制雇用と雇用率のことに触れまして、次に身体障害者の範囲の問題であります。これがやはり一番大きな点だと思いますが、この範囲のことについて、一番最初にも申し上げた通り、「二下肢のすべての指の機能を喪失したもの」というふうに範囲の第四番目のホのところ書いてありますが、あるいはまた、ハのところには「二下肢の第一指を指中足骨関節で欠くもの」というふうな記載、また、ロのところでは特に「ひとさし指を含めて」というふうにして書いてありますが、一番大事なのは、こういう従来のいわゆる身体障害者の概念ではなくて、もうすでに諸外国では身体障害者の範囲というものを内科的な疾患、さらに精神障害、そこまで広げてゐるのが現状であります。特に、今度の法案では、第五番目に「就職に著しい困難があると認められる労働省令で定める身体上の欠陥」という、こういう記載になっておりますが、この記載そのものも、私は不的確で、就職に著しい困難ということよりも、労働が著しく制限を受けるといったような表現をとるべきではなかつたかと思ひます。それよりも、この五項の中で、一体どの程度まで身体障害者の範囲を理解してよろしいか、それについて御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) まず第一に、この表現でございますが、これは先生御指摘のようなものもございます。ただ、このように書きましたのには、身体上の欠陥があるために就職に著しい困難があるという、その雇用促進という

見地を取り入れて、その角度から書き
ました関係でそのようになりまし
たが、意味は先生御指摘のような意味で
あると思います。それからその次に、
精神障害、それから内部障害と申しま
すか、内臓部臓器の障害、こういうも
のについての考え方はどうであるか、
こういうお尋ねでございますが、精神
障害の方につきましては、私どももい
ろいろ検討いたしました。こういう
ような方についても、支障がない限り
はその就職を促進することは必要であ
ろうと思ひますが、この雇用比率の設
定、そういうような思想にはなじめな
いものではないかと考えまして、この
法案には入れなかったわけでござい
ます。それから内臓部臓器の障害につ
きましては、これは内臓部臓器その他内
部の欠陥があるために作業能力を欠
く、それからその他就職に困難を伴う
というような方があるわけであります
。この点につきましては、実は現在
までの立法例といたしましては、身体障
害者福祉法の別表、それから恩給法の
別表等をいろいろ参考といたしまして
検討いたしました。ところが、率直に
申しましてこの身体障害者福祉法の方
には内臓部臓器の問題はないわけでご
ざいます。それから恩給法の方にはい
ろいろ個別的な記載があるわけでござ
いますけれども、それを見ますと、
これは大体補償ですね、コンペンセー
ションの観点からいろいろ掲げてある
わけでございます。今度の雇用促進と
いう観点からこのいろいろな掲げてあ
る事項を検討してみますと、雇用促
進というこの見地からは、必ずしもこ
れをそのまま書くことは適当じゃない
じゃないか、こういう結論に達したわ

けでございます。そこで私どもとい
ましては、内臓部臓器の障害につ
きましては、これは第五号で、労働省令
で追加指定し得る道を開きまして、身
体障害者雇用協議会にお諮りをいたし
まして、そうしてこの内臓部臓器の障
害があつて、そのための作業能力に
影響を及ぼしておつて、そのため就職
に困難を来しておつて、そういう方
は、追加指定したいと思つており
ます。それにつきましては雇用審議会
に、医者の方でありましてその他専
門家を専門委員としてお入りを願ひ
まして、十分医学的、客観的検討を願
ひまして、その結論を尊重いたしまし
て、われわれとしては、第五号によつ
て指定をして参りたいと考えてござい
ます。

○坂本昭君 今の第五号の追加を作ら
れたことはいいのですが、外国の場合
は非常に範囲が広いということはお認
めになりますね。日本の場合も、実は
身体障害者の障害程度をどうい
ふにしているか、いろいろな法律があ
ります。身体障害者福祉法がある、厚
生年金保険法がある、船員保険法――
船員保険法には障害年金と障害手当金
で分類しております。労災がある、恩
給法がある、国家公務員共済組合法が
ある、それから国民年金の障害年金の
区別がある、これらのものを全部実
集めて検討してみたい。ところが、
日本の法律でもだんだん変わつてきて
いるのです。厚生年金保険法では、こ
の中には今のような精神の問題並びに
そのほかの内臓的な問題、こういうこ
とを、身体機能または精神に、労働
することを不能ならしめるとかある
は労働が高度の制限を受けるとか、そ

ういうふうな身体機能とか精神とい
う考えがはつきり出てきている。それ
から船員保険法にも精神障害を残した
とか、神経系統の機能に著しい障害を
残したとか、こういうことがはつきり
出ている。また、恩給法の場合にも、
この精神的または身体的作業能力を失
いと、だんだんとういう考えが出て
きている。だからこの中で、初めて身
体障害者雇用促進法を立法される皆さ
んとしては、やはり一番進んだものを
とらるべきだと思ふ。従つて、私は、
これはこまかいことは審議会にゆだね
られるということですが、常識を持っ
て、今日の進歩した医学並びに身体障
害者に関する常識を持つてお取り扱
いをいただきたいということを特に要望
しておきます。そして最後に、先ほど
政令に関するところでの重度障害者に
関する事項ですね、この説明をして
いただくかと思ふのです。ほかのこ
とについては説明が大体わかりまし
か。聞きませんが、この重度障害者に
関する事項について説明をやっていただ
きたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 重度障害者に
つきましては、これは一般の身体障害
者に比べまして、特に著しい障害があ
る方については、これはまた一般の身
体障害者より以上の特別の措置が必要
ではないか、このように考えまして、
そういうような方につきましては、そ
れに適した職というものはあるはずで
ある。そこでそういうような方につ
きましては、特にまたそれに適した特定
の職種を指定いたしまして、この職種
については、この雇用比率等につきま
しても、一般よりもはるかに高い比率
を設定して雇用を促進することが必要

ではないか、このような観点から設け
たものでございます。そこで、われわ
れがまず第一段に考えておりますこと
は、ただいま申し上げました資料にも
ございまして、重度の視覚障害
者をとりあえず指定したいと考えて
ございまして、そうしてその重度の視
覚障害者につきましては、まあ適職とい
たしましてはマッサージ職、それから
あんま職というふうなものが必要な
ではないかというふうなことを考へて
おります。こういうものを特定職種とし
て指定して参りたい。そうして雇用比率
につきましては、これと実は並行いたし
まして、実際の実情をただいま調査
いたしております。病院それからあと保
健関係の機関等におきまして、盲人の
方をあんまあるいはマッサージ職に
雇つておる状況がどうであるかとい
う調査をしてありますが、まだ完全にと
まつておりませんが、たとえばこの東
京その他主要府県におきまして、約四
千三百の病院、それから保健関係の機
関等を調べてみました。それによりま
すと、マッサージあるいはあんま関
係の職につきまして、雇用人中盲人の
方の占めておられる率が病院は四四・
三％、それから施術所と申しますか、術
を施すところと申します施設におきま
しては、六九・四％という数字が出て
おります。そこで私どもは、この現状
を参考にして、こういうようなところ
については、さらにこれよりも高い雇
用比率を設定して参るという事で、
この方面の適職について盲人の方の雇
用の促進をはかるということを考へて
参りたいと思つております。これは第
一段の措置として考へて参りたいわけ
でございます。あとさらに引き続きま

して、身体障害者雇用協議会にお諮
りいたしました。これに準ずるような
重度障害者及びその重度障害者にか
かるところの適職というものを検討を願
ひまして、そうして必要に応じて指定
して参りたいと考えてございまして。

○高野一夫君 今坂本委員の御質疑の
間に条文を読んでおつて痛感したこと
は、第十一條の文章、第十三條の文
章、第十四條、第十五條、ことに第十
五條の三項、この文章を読んで、これ
は普通の人がよく直ちにのみ込めるで
しょうか、こういうような書き方は、
これは法制局の書き方かも知れぬけ
れども、もう少し私ばかりやすす書ける
方法があると思ふんですね。これ時間
的余裕があるならば、参議院で断然こ
れは修正したい。たとえば第十一條は
まだいいとして、第十三條を見てごら
んなさい。一般の「雇用人は、労働者
の雇入れについては、常時使用する
身体障害者である労働者の数が、常時
使用する労働者の総数に、事業の種類
に応じ労働省令で定める身体障害者
雇用率を乗じて得た数」、読めばその
通りわかる。われわれは審議している
のだからわかるけれども、こんな書き
方をしないでも、もっと――これはあ
まり文章を儉約し過ぎてかえつてくど
くなったのだらうと思ふ。それで、も
う少しこれは分けて、たとえば、右の
身体障害者雇用率等――「前項の雇用
率とは、事業の種類に応じ労働省令
で定める」とか何とかというふうな別
項に置いてやれば、前のいわゆる身体
障害者雇用数の問題というのがわかり
やすくなる。十一條もそうです。それ
から十四條、十五條、全部そうです。
十五條の三項、今さら時間がないから

しょうがないけれども、この次の機会には、これを一つ断じて改正しようじゃないか。文章の改正。内容はともかく、これは与党の方から要求しておく。労働省に要求しておきますから、次の国会には、この文章を整理した、内容はけっこうですが、文章を整理した改正案を出す。出さなかったら、われわれ議員立法でこれを全部改正してしまう。それだけのことを申し入れておきます。

○小柳勇君 だいたい質問に関連して、重度障害者中の、特に視覚障害者について質問したいのですが、まず職業安定局長から。

ただいま東京都内における主要機関四千三百調査されたところでは、雇用者数が百人四・三％、施設所の方で六九・四％ということでございますが、全国的に施設所の数、あるいは施設院、そういうような職につかれた視覚障害者の、そういうものがわかっておりまじょうか。

○政府委員(堀秀夫君) 先ほど私が申し上げましたのは、ちょっと言い方が悪かったので恐縮でございますが、東京だけではございませんので、東京、神奈川、愛知、大阪、千葉、埼玉、宮城、岡山、長崎というような主要な府県につきまして、やや大きな病院と施設所をわれわれの方で調査しました結果でございます。従いまして、全部を網羅しておりません。抜き取り抽出で調査したものが出てございますので、全体の数等につきましては、ただいま御質疑の点には沿わない数字であると思ひます。一応の傾向でございます。

なお、病院、施設所の数等につきましては、厚生省の方で調査しておられ

と思ひますので、厚生省がお見えになつておりますから、その方から御返事があると思ひます。

○小柳勇君 質問を補足いたしました。厚生省の方から答弁願ひますが、ただいま労働省で発言されたような重度障害者の中で、特に視覚障害者で、あんま、はり、きゅうなどをやっておられる施設所、施設院、そういうものの数がわかつておたら御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(江間時彦君) お答えいたします。現在厚生省の方であん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術者の数を年々調査しております。昭和三十三年末現在の数字といたしまして、あん摩師の総数は四万七千二百六十名でございます。そのうち失明者は三万二千二百一十一名、晴眼者の方は一万七千三百九十九名ということになっております。はり師の方は、総数が三万一千八百八十九名、そのうち失明者は一万五千三百五十一名、晴眼者の方は一万六千五百三十八名、きゅう師の方は総数が三万四千四百六十六名、そのうち失明者は一万三千三百四十六名、晴眼者の方は一万六千八百八十九名、柔道整復師は総数が五万四千九百九十九名、そのうち失明者は十二名、晴眼者の方は五千四百八十七名ということになっております。

○小柳勇君 そこで、今人数はわかりましたけれども、これが一人の親方に何人かのはり師、あん摩師、きゅう師というような人がついて、一つの家庭に、親分対子分のような、そういう形態であると思ひますが、そういう点まで調べてありますか。

○説明員(江間時彦君) 現行のあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師

法によりまして、これらの施術者は、施設所を持つ場合もあり、あるいは出張のみによつて施術を行なうこともできるようになっております。従いまして、統計上は施設所という概念による統計がとれないわけでございます。そういうふうな関係がございまして、統計は免許を受けた施術者の単位でとっておりまして関係上、どのような雇用形態で従事しておられるかという統計は今のところございません。

○小柳勇君 職業安定局長に質問いたしますけれども、これは私もいろいろ調査したところによりますと、東京都内あるいは温泉場などであん摩を呼ぶと、大体はあん摩の施設所に数が多いし十数名お持ちして、電話をかけますとやってくる。そうして旅館に十円ないし二十円手数料を置いて帰る。あとは、たとえば食費を払う者がある。通勤ならば、そこに電話料を払う。あるいは親方に対して幾らかの歩合を払つておるといふような、徒弟制度みたいな制度になっておるやうにわれわれとしては見受けておりますが、労働省あるいは厚生省などでそういうような現状について調査されたことがあるのかどうか。御答弁願ひたい。

○政府委員(堀秀夫君) 私の方で、今回の法案に直接関係はないわけでございますが、やはりそれに関連して検討すべき問題としてこの方面の調査もしてみたいと思つておるのでございしますが、現在までに調査したことはございせん。

○小柳勇君 厚生省はどうですか。

○説明員(江間時彦君) 私の方では、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師を医業類似行為従事者というふ

うに把握しておりますので、医業類似行為を行なうにあつたての主として業務内容の規制をいたしておりますので、その雇用形態というもののについて調査をいたしたことはございません。

○小柳勇君 私先ほど言ひましたように、今そういうふうな親方制度みたいな、あるいは施設所がありましてそこに数人の職人を雇つておるやうな形態は、職業安定法の三十二条ないし四十四条、労働者の供給事業というやうなもの、そういう法的な考えから考えれば、安定期違反ではないかと考えますが、職業安定局長、いかがでしよう。

○政府委員(堀秀夫君) これにつきましては、実態を調査したいと思つております。今までのわれわれの方の考え方といたしましては、このやうな人々は、要するに、お客との間に雇用関係に立つものではない。医業類似行為あるいは施設行為というものをいたすといふまあ自営業ではないか、このやうに考えておるわけでございます。そこで、この観点からいたしますと、雇用関係に立ち入らせざることを目的とするこの職業安定法関係の規定の適用はない、今まではそういう見解をとつております。今後の問題につきましては、実態を十分調査した上で対策を考えたいと考えております。

○小柳勇君 実態は、これは今始まつたことではなくて、私が調べたところによりますと、昔から徒弟制度で、あん摩、はり、きゅうというものは養成されてきた、従つて、親方のところに初めてはもう女中や下男のやうにして入つておつて、だんだん術を覚えて一人前になる、その間はほとんど徒弟制度で

す。そうしますといふと、自分が一人前になりましたら、その親方のところにおりまして、親方の指令通り、指示の通りに行つて、そして料金を持つてきて、半分なりあるいは七割なりを親方にこれを納める、そういうやうなことが今もなおそのまゝの形で残つておる、そういうものは、今の新しい職業安定法からいへば、それは雇用関係がそこにはないで、直接はなしに、その職人である施術者が取つて帰つた金、それだけがまあ雇用関係のやうになりますけれども、実際はそこ親方とそれとの間に雇用関係が、職人との間に雇用関係があります。そういうものを、そこに親方がお持ちして、五人、十人おつてこれを職人としてやりますならば、それは職業安定法などからいへば明らかに違反ではないか、こういう見解を持つておるのですが、そういう関係であればどうですか、實際調査するしないは別として。

○政府委員(堀秀夫君) これは、その親方のやうなものがお持ちして、事実上何人かの人を雇つておる、そうしてそれを差し向けて、その上がりのうち一定部分を徴収するといふやうな形をとつておる場合、私は客との間の雇用関係といふものを成立させることは法律的にちょっとむづかしいのじやないか。そこで、その親方とその実際の施術をする人との間に雇用関係が立つといふやうな場合が出てくるだろうと思ひます。そのやうな場合には、この問題につきましては、職業紹介事業といふやうなことはなしに、その親方と施術に従事する人との間の雇用

関係というものが出てくる、従いまし
て、もしそういうような実態であつて
雇用関係が認められるというような場
合には労働基準法の問題になるであろ
う、労働基準法に基づいて、その労働
条件等を規制すべき問題である、この
ような解釈になるであろうと思いま
す。

○小柳勇君 そうしますと、職業安定
法の施行規則の二十四条に、医療関係
に類似の職業というものがずつと列記
してありますね、職業規則に。これに
あん摩はり、きゅうというものを入
れまして、そういうようなものをい
うな労働力供給というものができな
いようにするということな考えはござ
いませんか。

○政府委員(堀秀夫君) 職安法の施行
規則二十四条で列記いたしております
のは、要するに、派遣先との間に雇
用関係が出るわけでございす。そう
して、その派遣先との間に雇用関係を
発生させるために、そのたまり場の方
で職業紹介をする、こういう形になる
わけでございす。ただいま御指摘の
ような場合には、要するに、お客との
間に雇用関係が出るというその認定を
しなければならぬわけでございす
が、これは事実問題としては出ない場
合が多いのではないだろうか、むしろ
職業紹介ということでなしに、そのた
まり場の方の主人と実際のあん摩、
あるいは、はり、きゅう師の間に雇用
関係が出てくる、その間の雇用条件、
その他待遇等の問題は、労働基準法の
問題になる、こう解釈した方が適当で
はないかというふうに考えます。な
お、この問題について、法律的にはも
う少し突き詰めて検討してみたいと思

いますが、私、ただいまの感じとい
しましては、むしろそのたまり場の主
人と、それから、あん摩、はり、き
ゅう師との間に雇用関係を成立して、そ
うして労働基準法の適用を受ける、労
働基準法の定めるところにより労働条
件の規制を受ける、このような問題に
なるのではないかと考えます。

○小柳勇君 そういうものを基準監督
署などで調査された事実はありません
か。

○説明員(上原誠之輔君) 御質問の、
施術者自体の労働条件の状況でござ
います、私どもの方でも特別に調査し
た事例はございません。

○小柳勇君 私が質問いたしてござ
いますのは、たとえば、盲学校など出ま
して、盲学校の高等科では、ほとんど、
あん摩、はり、きゅうだけを教えて出
しておる。それがどっかの親方のとこ
ろに行きましょとかなかなか仕事にな
らない、言われたように、病院などに
入った人はいい方でありまして、そ
うでない人はほとんど電話を持った親方
のところに行つて、そこに名前を出し
ておいて、その親方がお客のところ
に一々出しておる、そうしますと、その
親方は、労働力を提供する事業、いわ
ゆる職業安定法にいう、そういうよう
なものに考えられる、実際行為はそう
なつて、問題は法的にはいろいろ解釈
がありまして、たとえば、今あなた
が言われたように、親方とその職人の
間の雇用関係が正確にあるかどうかは
問題だと思ふ、実際のところ、結局は
客からその親方のところに電話があり
まして、そこから派遣されて来るので
すね。そうすると、ここそここの間の
雇用関係はない、まああるといえ

あります、個人の場合と集団の
場合がありましょから。それは最近
売春禁止法などによりまして、暗
の、あん摩、はり、きゅうの人が非常
にふえてきた、そうしますと、今言わ
れたような、こういうふうな盲人の最
も適職である、あん摩、はり、き
ゅうという事業が、暗眼の人によつて占領
されていきまして、だんだんそういう
人が中心になっていくという傾向があ
る。そこで、それかといつて、目の見
えない人は一番適職でありますから、
そういう人を保護していかねければな
らない、それで現在の保護政策として
は、今言いましたように、監督署など
でもう少しこれを十分に監督する、調
べる、そういうことをして、その職業
を守つてもらふ、こういうことが大事
ではないかと思ふので質問いたして
おるわけです。従つて、今労働省とし
ては、そういうふうな調査もされてお
らないようでありまして、もっと早い機
会に職業安定法、あるいは労働基準
法、そういうふうな法の建前から、
一つ監督なり調査を進めてもらいた
いと思ひます。今の問題で、次に警察
の防犯課長に、ただいま私が言つて
おるような趣旨で質問しますが、あん
摩、はり、きゅうになるには、正規の教
育機関で、教育を受けて国家免状を
取つておるんですが、その免状を持
たない者が、親方の名前でそういうよ
うな営業をしておるという事実を警察
で調べたことがあつたのかない
のか、あるいはないかと思ふ、それに
対してどういうふうな御見解であるか
御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(町田充君) 昭和三十四年、
一年間におきまして、私どもの方で、
あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道
整復師法違反として検挙いたしました
件数は百三十件でございますが、人員
にいたしますと、男が六十七名、女が
五十九名、合計百二十六名ということ
でございます、これは違反態様別は
必ずしも明らかではございませんが、
この大半が、いわゆる無免許で、あん
摩、はり、きゅう、こういう医療行為
をやつていた違反だと思ひます。
従いまして、決してこういう種類の行
為をやめることを見のがしておるわけ
ではありませんので、目につきました違
反行為については、今申し上げました
数字のように検挙をいたしておる次第
でございます。

○小柳勇君 そういふものを特別に組
織的に調査され、あるいは実態を把握
された事実があるのですか、何か申告
されていふものを調査したのか、
あるいは全国的に、組織的にそういう
ものを調査されたのか、その点どうで
しょう。

○説明員(町田充君) 全国的にこの種
の事犯の取り締まり検挙を一齊にや
つたといふことはございませんが、そ
れ申告などに基づきましてこの種の
事犯、特に温泉地、観光地あたりに多
く見られますので、そういうところ
では重点的に取り締まりを実施してお
る状況でございます。

○小柳勇君 それから厚生省の問題を
もう二、三点質問いたしますが、第一
は、理療師、あん摩、はり等の現在の
法を改正しようというふうな声があ
つたやうであります、今そういうもの
に着手されているのかどうか、あれば
そういう方向なり考えを御答弁願ひ
たい。

○説明員(江間時彦君) お答えいた
します。現在業界から現行法を改正し
て、理療師法という法律にしてほしい
という要望は聞いております。理療師
法の中身は大ざっぱに申し上げます
と、こういう施術者の業務を一括して
身分の統一をはかる。まず、あん摩
という業務をマッサージと分離いたし
まして、あん摩は盲人専門にする。そ
れからマッサージ、はり師、きゅう
師、それから柔道整復師、そういうよ
うなものは現在、これらの施術者に認
められていない電気療法、光線療法とい
うような、そういう施術を含めて一本の理
療師という身分に統一しようというよ
うな案だと承知いたしております。こ
れは大体において、この関係職域団
体のほぼ一致を見た要望だといふふ
にわれわれは聞いております。これに
つきましては、まだいろいろ問題点も
ございすし、今後慎重に検討してい
きたいというふうに考えておるわけ
でございます。

○小柳勇君 今のところ、まだ今の法
律を改正するといふまでに考えてい
ないわけですか。

○説明員(江間時彦君) 今後検討い
たしまして、現行法の改正を必要とす
る部分がありますならば改正しなけれ
ばならないと思ひますが、今のところ
、まだ最終的にこうしなければなら
ないという結論は出ておりません。

○小柳勇君 次に、文部省の方に、こ
の盲学校の今の教育について質問を
いたしたいのでありますが、現在の盲
学校の高等部では理療科のみしか設
置しておらない、そういうふうなこ
とで、盲学校の高等部に入りますと、ほと
んどあん摩、はり、きゅう師等になら

ければならぬというようなことで、若い青年として非常に希望がない、しかも卒業しても、そういうことで、あんまり、はり、きゅうの職場というものがだんだん狭められるということ、青年に希望がないというような陳情を受けておられるのですが、現在文部省として、特殊教育の中で、この盲学校の高等部についてどういうふうな方針であるのか、本省の方見えておりますかね。

○委員長(加藤武徳君) 文部省は、初等中等教育局の特殊教育主任官の辻村君が出席しております。

○説明員(辻村泰男君) お答え申し上げます。盲学校の高等部におきましては、今普通課程、これは普通の高等学校に準ずる教育を行なう場所でございます。普通課程とそれから職業課程とに大別いたしておりますが、その職業課程の中には理療課程と申しまして、ただいま問題になっておりますあんまり等の施設を養成する課程がございます。もう一つ職業課程には音楽課程というのがございまして、全国の盲学校は、大体この普通課程と理療課程、音楽課程、こういう三つの課程に分かれております。ただし、音楽課程を持ちません盲学校もございまして、そういう実情でございます。

○小柳勇君 将来ですね、ほかの普通の高等学校と同じような教育課程を持つ構想というのはないでしょうか。

○説明員(辻村泰男君) その点は、実は私の方も盲学校の出身者をあんまり、はり師のみに制限する、事実上制限する結果になるということは大へん望ましくないことだと考えております。従いまして、目下盲人の新職業分

野の開拓につきましての実験学校等を設定いたしました研究をいたしております。で、これは実は文教委員会におきまして問題になりました、初中局長も、三十六年度予算においてはその新職業開拓のための予算を計上するよう努力したい、こういうふうな答弁をしておる次第でございます。

○小柳勇君 この問題については最後であります、最後に、また職業安定局長に返りまして質問いたしますが、まあずっと一連考えてみますという

いはほかの学校で教育を受けるなり、ある試験を受けて、そしてあんまり、はり、きゅうの仕事をするようになります。そうして狭い職場に入っている生活の安定をはかろうとしているにかかわらず、最近の情勢では、第一は親方からの中間搾取がひどいということ、そこに入っておりますということと、もちろん電話を引く能力もありませんし、職業にもありつけません。従って、婦人のあんまりなどは、親方に取り入るためには、最悪の場合、操業も提供しなければならぬ、若い諸君は卑屈になりながらそこに勤めている、そういうもの、それからいまして、暗眼の人が、婦人などがその職場をだんだん荒らして参りまして、いい人は正式に免状を取ってやるであります、悪い人は親方の名前、そこから親方のかかりに呼ばれてきて、そしてそういうふうな盲人の唯一の職場であるあんまり、はり、きゅうの職場を荒らしていき、こういう訴えが切実としてあるわけ、そういうものについて、法的にこれを守ることができたら、こういう際を守ってもらうということ、そ

れから、この身体障害者雇用促進法に入れないとするならば、適当な、たとえば基準監督官を強化するなり、あるいは各県にそういうことで依頼するなりして、もっと徹底的にそういう違反と、それから生活に追われる人たちの保護、そういうものを強化しなければならぬ、これは職業安定局のお仕事ではないかと思うわけです。それについて、きょうは大田君がおられませんが、局長からの決意を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 今回の身体障害者雇用促進法の立案に際しまして、ただいまのようなお話も関係者から聞きましたので、いろいろ検討をしたわけでございます。そこで自由業でございますと、この身体障害者雇用促進法は、雇用関係に入ることを促進するという見地からの法案でございます。この中で、規制ができないことなるわけでございます。そうなりますと、自由業を営むについての、何か今先生お話のような趣旨に沿った取り扱いが、できないものだろうかということ、これは厚生省の方にも一つの問題として御研究をお願いしておるわけでございます。

それからいまして一つの考え方は、この中におきましても、先ほどお話のように、もしそのたまり場の主人との間に雇用関係があるというふうな実態でありますれば、身体障害者雇用促進法案の雇用比率というふうなものを適用する余地が出て参ります。その点につきまして、実態をさらに調査いたしました。今先生の御質問の趣旨が実現されますような方向で関係官庁とも十分に連絡、協議いたしまして、われわれと

しては、これらの人々が安定した職場を確保できるように一つ努力したいと考えてございます。

○小柳勇君 今のことは非常に大事なことで、たまり場ですが、たとえば施設所に十人のそういう理療師を雇用している場合は、たとえば九割にせよとか八割にせよとか、そういうことまで考えるということですか。

○政府委員(堀秀夫君) 身体障害者の雇用比率の規定を適用いたしまして、そのような措置を考えたいということでありませう。

○小柳勇君 あと同僚議員の発言がありますから、この一問だけにいたしまして、さっきの坂本委員の質問に関連いたしまして、現在九十六万人くらい身体障害者の雇用をしなければならぬ、年々大体五割ずつくらいは今障害者を採用しているようですから、あと一・三割なり、一・五割しめても、この九十六万人という推定のは、消化されないうちの、私、聞き違ひであつたら、この点は、御答弁願ひしたいと思います。

○政府委員(堀秀夫君) 九十六万人と申しますのは、この身体障害者雇用促進法別表の規定に該当すると思われる方々の数でございます。で、この九十六万人のうち、現在その雇用関係にある方、それから業主、それから家族従業員という方々が多々あるわけでございます。それで、結局われわれの現在の推定によりまして、この九十六万人のうち今のような状態で就職し、あるいは自営業を営んでおるといふような方々のほかに、新たに常用雇用を希望し、労働省といたしまして、これ

に対して雇用促進の対象にする必要があると認められる方が八万三千人ございます。この八万三千の方々ににつきまして、これがなるべく早く雇用の場に入れますようにわれわれは促進して参りたい。そこで、この八万三千人につきまして、官公庁関係に、先ほど御説明申し上げましたが、二万三千人、それから民間の事業所に六万人という計画を立てまして、この方々を一刻も早く雇用をされるように促進して参りたいと考えてございます。

○坂本明君 今の九十六万人は、身体障害者のこの別表と云われましたが、その中にはこの第五の項はどの程度含まれているのですか。

○政府委員(堀秀夫君) 第五の項に該当する方は今のところ入れておりません。従いまして、これにつきまして、追加指定いたしますれば、この部分がさらに若干増加するであろう、このように考えております。

○坂本明君 それと、今八万三千人の点が出されましたが、この常用雇用を希望しておられるといいますが、あなたの方の身体障害者といわれる自営業の業主を何人ほど見ておられるか。実は労働省の発表を見ても、身体障害者の自営業主の割合の方が一般の人より多いのです。それはなぜかという、結局自営業とは言われない、一人でも何かをやっていくかもしれない、業主といふほどの名前でない、言いかえれば、失業だと私は見た方がいいじゃないだろうか。従って、その自営業主の中に、実質的には身体障害者で働いていない人が非常に多い。だから、今の八万三千人というそ

の数だけを常用雇用の希望者としてあげられるのは少し——少しよりもだいたいぶおかし。この点についていかがでしょう。

○政府委員(堀秀夫君) 九十六万人のうち、労働力人口に該当する方が六十二万人——これも先ほどの続きでございまして、一応の推定でございまして、その意味でお聞きと願いたいと思ひますが、六十二万人、そのうち就業しております方が五十五万五千人、このように推定しております。うち業主が二十二万六千人という推定でございす。それから失業者は六万五千人、このように推定しております。これは一応の推定でございす。このような失業状態にある方、それにそのほかこの業主等の形態をとってみましても、就業を希望するという方を入れまして一応八万三千人、このように推定しております。なお、詳細な調査は、今後さらに継続してしたいと思ひます。一応われわれの推定いたしましたものは、以上のように考へております。

○坂本昭君 その推定の基礎が私は非常にあいまいだと思ふ。特に今の業主が五十五万五千人中二十二万六千人という数は、これは高過ぎる。従つて、ほんとうの身体障害者の失業はこれよりもはるかに多いと見ていただかなければいかぬ。だから、あなたの方がその今の常用雇用の希望しておる八万三千人を吸収したらいというその数字の根拠は非常にあいまいだということ、私は指摘しておる。従つて、この雇率の一・五%というものは、官公庁あたりでもなるべくこの職場を広く取つていただきたい。そういう理論

が生まれてくるわけなんです。ことに別表の五を含めておられないと言ひますが、きつき私はイギリスの非常に正確な登録制から出た数から見てもわかるように、外科的な、従来のいわゆる肢体不自由者とほとんど同じほど内科的な疾患がある。従つて、この数はさうにふえてくるということなんです。この点についてこれは幾ら追及しても、これ以上あなたの方で資料もないと思ひますが、これは今のような数のものとあぐらをかかれて障害者の雇用促進をしたのでは十分なことに相ならないということだけは明確に心にとめていただきたい。

さらに申し上げたいことは、当面重度障害者は重度の視覚障害者とするという説明を先ほどいただきましたが、当面というところになかなかうまいこと言いくるめておられますが、こんな重度障害者の定義というものはないです。全世界どこを探したってないです。重度障害者というものは、これは労働能力がドイツのような場合だと二〇%、三〇%というふうな労働能力で計算をしていってゐる。決して「就職に著しい困難」というようなことで決して規定してない。先ほど局長は、私の言うこととここに書いてあるのと同じだと言ひましたけれども、実はだいぶ違ふのです。就職に著しい困難、たとえば顔面醜形でどこでも雇つてくれない場合がある。こういう場合はあなたの方では一体どう解釈されるかという問題も一つ出てくる。これは非常にこまかい、またむずかしい問題ですが、ある国では顔面醜形の著しい者もこれも身体障害者の中に入つてゐる。また、日本の法律の中に

も、厚生年金保険法の中には顔面醜形というものが入つてゐる。男の場合と女の場合とは、女の方の場合にはちょっと傷があつても級が高い。男の場合と同じ傷でも級は低い。こういうことから言つて、就職に著しい困難というこの言葉はまことにけつこうなんですね。けつこうだけれども、やはりこれは定義をはつきりしておく必要があると思ひます。そういう点で今の重度障害者というものをやはり線を引いて、どれ以上は重度障害とするということ、これをきめていただいて、その中で重度障害者のこの中の雇率の適用については、とりあえず視覚障害者の問題を取る上というふうな行き方なら私は納得するのです。ことに先ほど小柳委員から質問されたように、身体障害者の中で盲の人の雇用の状態というものは、きわめて変則であります。この変則な状態については、従来厚生省はきわめて消極的なんです。私たちは非常にこれを心配してございまして、今度できたこの身体障害者雇用促進法の中で解決されることを心から望んでゐるのです。そういう点でこの取り上げ方自身に私は反対しませう。しかし、こういう取り上げ方は、基本的に間違つてゐるのです。この際、一体重度障害者というものをどういふにきめるか、その基準、とりあえず重度障害者雇率の中にこの視力障害者を取り上げるか、さらにどういふものを取り上げるか、その程度まではこれは政令でゆだねられた大事な点なんです。この法律の中ではきわめて大事な点なので、その程度まではもう少し明確にしたい。だいたい。

○政府委員(堀秀夫君) 第一点の顔面に著しい醜状を残すという問題につきましては、身体的欠陥に入ると考へております。これを、しかし、指定するかどうか、この点につきましては、身体障害者雇用審議会にお諮りいたしまして、他の問題の検討とあわせて御検討を願つて、結論を出していただきたいと思つております。

それから重度障害者につきましては、これは本法案の第二条で規定しておりますが、身体上の欠陥の程度が著しく重いために通常の職業につくことが特に困難である身体障害者、その範囲は特定職種ごとに政令で定める、このようになつております。そこで、まず私どもの考へ方としては、これはもうだれが考へてもこれは指定しなければならぬという方は視覚障害者であると考えまして、これをまず第一着手として指定するようにしたいと思つております。それ以外の方にきまして、これは、その症状の程度を見まして、これも引き続き雇用審議会にお諮りをいたしまして、これと同じような方がどの程度あるか。それに適する職種がどういふものがあるかというのを医学的、技術的に検討を願ひまして、結論を得ればさらに政令で指定して参りたいと思つております。

○坂本昭君 それで、とりあえずにこの視覚障害者についてですが、先ほどのあなたの方の数によると、病院では四四%、施設所では六九%という雇用の実情であるという数をおあげになりました。そこでこの現状に基づいてあなたの方のあれでいくと、大体倍加していきなさい。まあこの場合は倍加ということにもならないでしょうが、大体どの程度にこの重度障害の場合のい

わば職種の留保、われわれのいう職種の留保指定、どの程度にされるおつもりか伺ひたい。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましても、現状より下回することは絶対にあり得ない。そこで、それをどの程度にするか、これを倍にいたしますと一〇〇%以上になる場合がございす。そこで、この点につきましては、私は現状を考へまして、現状を相当上回る線でその比率を定めていきたいと思つております。これをたとへば七〇%にするか、八〇%にするか、その辺のところは今並行して調査を進めておりますので、雇用審議会にお諮りをいたしまして、七〇%にするか、八〇%にするか、その辺のところはもう少し関係者の御意見を十分伺ひまして、専門家の意見を伺ひまして、現状よりも相当上回る線というものを基本觀念にいたしまして設定して参りたいと思つております。

○坂本昭君 厚生省はおりますか。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて。

○坂本昭君 速記を始めて。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて。

○坂本昭君 身体障害者雇用促進という面からだと、これは労働省に伺へばいいわけですが、今小柳委員が触られた通り、厚生行政にも直接関係してくるこの視力障害の問題について厚生省と協議して進めておられますか、その点伺ひたい。

○政府委員(堀秀夫君) 厚生省と密接に御連絡をいたしまして進めております。なお、この雇用審議会に厚生省の方に入つていただく予定にしております。それからこの法案作成にあたりま

しても、厚生省と連絡をとって作成いたしましたし、また、先ほど御指摘がありました雇用関係のない場合の問題点の検討につきまして、厚生省にこのような問題点があるということで御連絡を申し上げて検討を願っている次第でございます。

○坂本昭君 そうしますと、今の雇用促進の中で、特に労働者が厚生省と協議しておられる問題点、今の視力障害者だけですか、そのほかにありますか。

○政府委員(堀秀夫君) この法案全部につきまして御連絡をしております。具体的に御連絡をいたしまして、厚生省と連絡をとりまして作成したものでございます。

○坂本昭君 私はこの中で特に問題になるのは、この視力障害とそれから精神障害だと思えます。この視力障害については、先ほど医事課長はこのあん摩業については一〇〇%暗眼者を入れたてはいけないという、これは希望だと聞きました。それからそういう意見もあるということをお聞きしました。が、非常にこの点は私の立場からいうと苦しい問題点なんです。それは憲法二十二条に保障された職業選択の自由、私自身はイギリスの立法のようにエレベーター・ガールあるいは駐車場の番人は全部身体障害者にしてしまいたい、百パーセント。ところが、残念ながらこれは憲法の職業選択の自由をなくしてしまう。今あなたは雇用率六九・四%を七〇%にするか、八〇%にするかということをお聞きした。が、場合によれば、私は一〇〇%にしてあげたいですよ。憲法との関係でこれは九九%くらいにとめなければい

かぬこともあり得ると思うのです。その点がこのヒューマニズムの立場からいっても非常に苦しい点であります。が、あなたの方では、非常に特別な重度障害者の雇用についてどういう見解を持っておられるか承りたい。

○政府委員(堀秀夫君) 私どももいたしましては、ただいま指摘されましたあん摩業であるとかあるいはマッサージ職であるとかいうような職種は、これはもう大部分が今のような考え方に基づきまして、視覚障害者の方によって占められてよい職業ではないかと思っております。そのような見地からいたしまして、職種の指定と障害率の設定につきましては、そのような基本的立場に立つて考えて参りたいと思っております。ただ、今御指摘のありましたように、これは、他の者はついてもいけないということになりますと、憲法との関連も出て参ります。いろいろ問題点もあるもので、そこまで踏み切ることはなかなかむずかしいと思っております。まあ、基本的な考え方としては、大部分は、この盲人の方によって占められてよい職業ではないかというふうな考えをしておりますので、そのような基本精神にのっとりまして、身体障害者雇用審議会にも諮りいたしまして、結論を出していただきたいと思っております。

○坂本昭君 今の問題については、私は、憲法違反をやるくらい熱意でないと、これはヒューマニズムは生きないと思う。大政府は、憲法九条あたりで大きなあやまちを犯しておるのだから、それを取り返す意味において、私は憲法違反を勧めるのじゃないけれども、ヒューマニズムの点から

は、憲法ぎりぎりのところまで、私はやっつけざるべきではないかと考えております。それで、重度障害者の問題については、同じように、先ほど申し上げた憲法二十七条の線に沿って、働ける限りは勤労の権利を留保しているという現在、どんな働いていただきたい。ただ、職場としてはいろいろ迷惑を受けることもあろうと思うので、それで、重度障害者の雇用を促進するために、ドイツの立法のように、重度障害者を一人雇った場合には二人とする、あるいは重度障害者の妻の雇用をした場合には、二人で一人とするというふうな考え、これは、私の提案理由を説明しました社会党の雇用法には、その点を入れたのです。これは、言いかえれば、雇い主に對しても雇用率を確保する点において、きわめて有意義ではないか。そういう点で、原則のかわりに、むしろ促進するために、重度障害者の場合には、一人雇ったときには数を二人にする、やむを得ずその奥さんを雇った場合には、その奥さん二人を一人と計算する、こういう措置はとることができないものかどうか、その点伺います。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまお話のような点につきまして、実は、内々検討をしてみたわけでございます。ただいろいろ問題があります。と申しますのは、たとえば重度障害者の妻を雇った場合に、雇用比率の中に入れるということも一つの考え方だとは思いますが、その場合に、たとえば戦争あるいは産業災害等によりまして、重度障害でなしに、戦死あるいは殉職されたという方の妻に對しては、今度という扱いにするか、ある

いは一般に未亡人、子供をかかえられた未亡人の方をどうするかというように、いろいろ均衡問題が実は出て参りますので、私ども、実は一つの考え方だとは思いますが、実は今回の法案にそこまでは考えなかったのでございます。それから重度障害者を雇入れた場合に、倍加して考えるという考え方も一つの考え方だと思えます。しかし、これも、今言ったような考え方では、そこまでは踏み切らなかったわけでございます。ただ、行政上の扱いをいたしまして、たとえば雇用比率に達しない場合に、計画作成命令を出すとか、あるいは勧告をするというふうな場合に、その発動につきまして、今のような特殊事情があれば、その特殊な事情があるというところで、その勧告というふうな行政措置までしないというふうな措置をすることは考えられると思えます。そういう点につきましては、われわれの方としましては審議会等の意見を伺いまして、どういうふうな事実上指導していくかということにつきましては、今後の問題として研究させていただきます。

○坂本昭君 あなたの方で、何か法文の建前上取り扱いにくいというふうな御見解のようですが、そもそものは、この身体障害者の雇用を促進しなければならぬというものは、あくまで人道主義的な立場に立ち、そうして雇用の面において悪い条件のある人に、優先雇用をさせていくというものが、この立法の精神なんです。とすれば、私はその精神に立つて立法し、また、あなたの言われたように、その行政的な指導をすべきであって、ただいまのあなたの御返事では、堀局長の個人的な見解

のみにしかとどまらないと思うので、はなはだわれわれとしても不満であります。でありますから、重度障害者の場合は、これはもうはっきりと障害者自身を雇っているのですから、このときに特別な有利な雇用率を雇用主にあげるといふことは、私は当然してあげてよいのではないか、今の問題点は二つありますが、第一点の重度障害者の場合に、これを数の面、あるいはあとで勧告したりする場合に、省令なりあるいは今の審議会の通達なりに入れて、指導していただきたいと思うのですが、その点お返事いただけますか。

○政府委員(堀秀夫君) 御質問の点につきまして、一つ御趣旨を取り入れて十分検討いたしまして、そのような線が実現できるように、一つわれわれとして配意して参りたいと考えております。

○坂本昭君 さらに今度重度障害者の妻の場合、堀さんのような愛妻家の一身体同士の夫婦生活をもっておられる方ならば、当然働けない程度まで重い人について、その細君が働けるだけというところは、これはできるだけ有利に見て上げるべきだと思っております。従って、重度障害者の妻の場合も、これは外国の立法には先例もあることですから、ぜひ含んでいただきたいし、さらにあなたは、そうなる戦争犠牲者、さらに今度戦争未亡人という問題、私はまあ雇用の点において、条件の悪いという点においてはみんな同じなのであるから、これも今の審議会は、雇用促進のための審議会なのですから、今の重度障害者の妻の場合、また、戦争未亡人、戦争遺児、こうした場合に

やろうとすればその実態を把握しなれば全然私はやれない。その実態すらまだ把握いたしておりませんというようなことでは、この問題は私は解決しないと思うということを申し上げたい

んです。だから、国会というのは、今日ここでこの問題を審議したら、もう終わってしまった、次、来年になったらそのときにはもうそれで終わりだ、新たな問題として沿革というものを全然関心なしに論議するところでは私はないと思います。この改正が順次行なわれているが、どういう条件でどういう状態で改正されていくか、ということとは私は、特に行政の方々は十分な配慮と思考をもって、その中で一番よいものをどうしたらいいかという工合に見つけてもらわなければ、今のような格好じゃ私はどうも納得できないんです。どうですか厚生省の方々、そういう歴史はあなた方が担当官でないから、お知りじゃなかったら仕方ありませんけれども、行政としてはつながつていられるはずでございます。

○説明員(江間時彦君) 数字の把握についてのことにつきましてお答えいたします。昭和二十三年当時、これらの者について特別に届け出を認めて営業を許しております。その後若干の死亡者がございまして、現在とにかくわれわれの手に届け出業者として登録されているのは、先ほど申し上げました数字でございます。その後の動向的な変動がきわめて微細でございます。特に年々の調査をしていないわけでございます。その後、これらの施術者に認められた猶予期間というものがあるが、延ばされて参りまして、現在は昭和三十六年一ぱいになっておるわけでございますが、厚生省といたしましては、これらの施術者になるだけあん摩師になれることが一番適当な方策であるという考えで、これらの者に対しまして講習会をやりますとか、いろいろな

方法で、あん摩師に転業してもらおうという手を打って参りまして、現在のところ、三千人ぐらいの者があん摩師の資格に合格いたしておりますが、いろいろな障害がございまして、最近では必ずしもこれらの者があん摩に転業されるということが進捗していない状況でございます。さき申し上げましたように、これらの者に許された施術期間というのは、昭和三十六年一ぱいでございまして、それまではこれらの施術者の将来についての方針を確定しなければならぬわけでございますが、ただ、最近これらの者の取り締まりにつきまして、最高裁判所から非常に従来と違った種類の判例が出されて、いかいづれで申し上げますと、医療類似行為については、何人もやってならないわけでございますが、これを無届けの者がやりましてした場合、無届けというだけで処罰されていたのが従来最高裁の判例によりまして、今度有害のおそれがなければ、無届けの医療類似行為をやっても処罰できないというような新しい判例が出て参りました。こういうような意味で、無届け医療類似行為というものの立場について、従来と変わった角度から再検討しなければならぬという事態が発生したわけでございます。従いまして、従来の方針の説明もございしますが、とにかく昭和三十六年一ぱいまでに間に合いますように、これらの者についての処遇をただいま検討中でございます。

○藤田藤太郎君 私の言っておるのは、療術師の問題はこうこうですが、それはさきの統計の問題です。その問題を審議するときに、今あとで申し上げ

ましたようなことを、厚生省は行政指導で直すようにしますということでの約束だったのです。その約束をされておるながら、実態を把握していない、私が先ほど申し上げましたような実態なんです。免許のある人だけ統計に出され、そうして私が申し上げたような実態で、そのまま置いている、私は労働省の關係は、職安法の四十四条と基準法の六条の違反というものが濃く、このことは一つ申し上げました。しかし、そういう営業の問題は厚生省なんですよ。だから、厚生省はどういう指導をされたかということをお聞きいたします。

○説明員(江間時彦君) お答えいたします。無免許あん摩につきましては、厚生省も必ずしも放置しているわけではございませんで、昭和三十年の第二十二回の特別国会で附帯決議をいたしたわけでございます。こういうふうな趣旨を尊重いたしまして、折あるごとに無免許あん摩の取り締まりについて通牒を出しておりますし、警察庁におきまして、われわれと同様な趣旨のことを下部にいろいろ御連絡いたしておるようでございます。必ずしも無免許あん摩の取り締まりについて、われわれが放置しているというわけではございませんが、これらにつきましては、今後とも一そう努力いたしたいと考えております。

と、基準法の六条の關係はどうですか。

○政府委員(堀秀夫君) 前の労働基準局長をやっておりましたので、あわせて私の見解を申し上げて御了承をいただきたいと思います。これは先ほどの御質問に對しまして、私の考え方を一応申し上げたわけですが、その親方が施術者を実際において、そうしてその人たちの施術について、一定の配分を受け取っている。それから作業の方法についても、指揮監督をしている、こういうような実態が強いように見受けられます。そういう点から考えますと、私はこれは労働基準法の適用が、雇用關係があるというようにむしろ考えた方が筋ではないかというふうに思っております。そうなりますと、そのような実態を一応さらに調べて見ますと、また、場所によって違いくちがあるかもしれませんが、おおむね今のような状況でございます。基準法の適用がある事業ではないか。そういういたしますと、労働基準法に照らして、その条章に対する違反があらば、これは監督官庁において取り締まるといふ問題になって参ります。労働基準局と職業安定局と、密接に連絡をいたしまして、お話のような弊害がありました場合には、これは嚴重に措置をいたしたいと考えてございます。

○藤田藤太郎君 せっかくあなたが身体障害者雇用促進法というものを提出しなされて。それで身体障害者という者はあん摩の免許を受けるときにも、何点か免除されて、そうして営業ができるようになる。そしてそういう格好で道義を与え、生活のかてを持たしていくというように、今まででもそ

うした保護があった。それが足りないで今度またもう一段とやるということになって、第一の適職という問題が一つは考えられるわけですが、目の見えないうちに、それが十何万も目の見える人が、今私が申し上げたような格好であん摩営業をやっている状態というものが、さき申し上げたような、ちょうど昔の売春法禁止になりましたけれども、私は売春の精神とは実態は違いますが、これほど搾取の対象に露骨に現われている営業というものは、ない、こう思っているのです。女ばかりを集めて、娘ばかりを集めて、これだけのことを私はいつも疑問に思っている。だから、何といつてもその四十四条の職安法からいって、人入れ稼業という概念が当てはまるか、当てはまらぬかということも一つの問題ですけれども、もう基準法の六条違反というものは歴然としていいます。私は思う。それが一つ、長時間労働である。婦女子の深夜勤務を禁止されているにもかかわらず、特例があるかもしれないが、大てい晩の二時、三時まで働いているというのが常です。また、お客の要求に応じてそうなるのが常でございますけれども、しかし、それにはやはりそういう問題というものは、そういう面からも配慮しなければならぬ。私は、第一の面は、営業からくる厚生省の行政指導の問題が第一だと思ひますけれども、しかし、それをカバーして、やはりこういうものをななくそうというものが労働基準法、職業安定法ではないか。せっかくお出しになった、これを実効を上げるためには、私はどうしても、摘出するとい

ますか、そういう所の職場の拡大を厚

生省と労働省とがぜひ協力しておやり
にならなければ、旗は掲げてみたけれ
ども、実効はなかったというところに終
わるのじゃないかという気がするわけ
です。だから、もう少し私は実態を把
握してほしいと思うのです。きょう
初めて問題にするのなら、私もこんな
ことは言わぬのですが、二年前の療術
師の期間延長、なくなれた野沢君が
提案者になられてこっちへおいでに
なつて、いろいろ論議した。そうして
そういう結果が、三年間あと保護して
あげようじゃないか、免許を持ってい
る、持っているといつても、持っている
人が一人で免許のない人を十人も
雇つて、そういう格好でやっている。
ひどいじゃないか、行政指導で直して
もらおうということとあわせて、あな
た方反対陳情もあまり聞こえませんが
と云つて、私も時限立法を、私はそ
ういう免許のない人が療術行為をやる
ことに初めあまり賛成でなかったの
です。しかし、そういう結果に前回な
たことを思い起こしているのに、厚生
省の方の把握の仕方が低くて、非常に
ういう点が無関心といえますか、私が納
得するようなお答えがないのですか
ら、この点だけは明らかにしておかな
ければならない。私はそう思つて発言
したわけですから、労働省、厚生
省相協力して実態を早く把握しても
らつて、せつかく職についている者を
追い出すというわけにいきませんけれ
ども、やはり国家試験があつてやつて
いる。もう一つは、身体障害者で今度
その職場を拡大するという一番の適職
である。こういう問題がそういう格好
で出されていることに無関心で

あつてはならぬ。私はそういう立場か
ら申し上げている。

うに、重点的に考えて参りたいと思つ
ております。

○高野一夫君 厚生省に資料要求して
おきます。身体障害者雇用促進法案に
関連して、医業類似行為の話が出まし
た機会に、厚生省に要求をしておきた
い。それは、先ほど医事課長の話が出
た間に、つい最近、多分十九条に関連
してくるのだからと思うけれども、衛
生上危害を及ぼすおそれがないとい
うようなことでもって法律違反になら
ないというふうな意味の最高裁の判例が
出された。そしてこの法律は、われわ
れが国会で審議して通した法律、その
法律を、いわゆる全く抹殺するような
判例が最高裁で出されたならば、直ち
に原告、たとえば検察庁でつかまえて
きて起訴して、それが最高裁まで行
つたのか、厚生省がやつたのか、むしろ
厚生省の処分が逆にその被告たるべき
人から訴えられたのか、その経過を詳
して、そして弁護団はどういう法律に
基づいた解釈を下し、最後の判決がど
ういうふうな理由のもとにこういう判
決が下されたのか、少なくとも要点的
に書いて資料をこの委員会に配るべ
きだと思ふ。そこで私は、これは医務
局長の怠慢だと思ふ。これは医事課
長、あなたから答弁する必要がある。
そこで、厚生省にお尋ねになつて、こ
の判例はゆゆしい判例だということ
をあらためて反省をされる必要がある。
そこで、われわれは、今度の最高裁の
関係者を呼んで、その判例についても
十分協議をしなければならぬ。そうい
う判例が下つて、厚生省はここの十九
条を一体どうしようというのか、行政上
困るはずなんです。仕事ができない
はずだ。その仕事ができない事情に立ち

至つたのを、そのままほつたらかし
て、この法律に關係して、国会にも何
らのあきつもない、報告もしない、
資料も出さぬ、こういうようなこと
は、これはもう反対党の社会党の皆さ
んより、与党のわれわれの方が承知で
きない。これは、さつそく大臣と医務
局長に相談をされて、その要旨を書い
た資料を提出されたい。法案の審議に
支障を来さない適当な時間に、十分
私はこの点について吟味をしてみたい
と思ふ。それだけの要求をしておきた
い。委員長確認していただきたい。

○坂本昭君 九五・七％というパーセ
ントだけからいうと非常にいいです
が、それは、十人のうち九人雇つたら
九〇％になるわけですね。私の見ると
ころ、精神薄弱者で労働力となり得る
数は四十万人ぐらゐるんじゃないかと
思ふ。これは推定です。従つて、あな
たの方で、職業安定所の窓口に来てい
る精神障害者、その数がどの程度に
かんでおられますか。

○委員長(加藤武徳君) 医事課長、よ
く局長なり大臣と相談をして、ただい
ま高野委員の発言のような、期待に沿
うような資料を作つて下さい。

○坂本昭君 先ほどの重度障害者の統
計をさらに少し質問いたします。さっき
の別表にまた戻りますが、別表の五の
中に、精神障害者を取り入れること
について審議会に諮つて十分検討した
というところでございましたが、今回の
身体障害者雇用促進法は、先ほど来審
議を尽くして参りましたように、就職
の条件の悪い人が対象になつて、関係
係から、この精神障害者——精神病で
はありませんが、精神障害者、これには
白痴、魯鈍、痴愚とありますが、非常
に重度の場合は、これはとうてい就職
にはたえられない。労働にはたえられ
ない。しかし、労働にたえられ程度の
の精神障害者は、これは、国際的にも
身体障害者の中に取り入れられていて
傾向にかなりみて、先ほどの御答弁以
上に私はもっと責任のある御答弁をい
たきたい。特に、実は先ほど来厚生
大臣を待つておりましたが、今ちょう
ど精神薄弱者福祉法の審議をやつてい

る中で、この精神薄弱者福祉法は精
神薄弱者の更生を目的とする、そうい
う新しい法律であります。先般厚生省
に質問をした場合に、精神薄弱者の雇
用の問題、これについてはどうなつて
いるか、雇用は、これは労働省の所管
であるというふうな意見が若干出され
ておりましたのですが、当然厚生省と
の協議の中に入つてくる問題として、
視覚障害者の多くの問題と一緒に精神
障害者の問題も私は取り上げるべきだ
と思ふのでありますが、その問題は、
厚生省との協議の間においてどうい
うふうに取り扱われてきたか。その点
を一つ、二点、審議会における取り扱
いの方針と、それから精神薄弱者の雇用
の問題、その二つお伺いしたい。

○政府委員(堀秀夫君) 精神薄弱者の
問題につきましては、身体障害者雇用
促進法におきまして一つの大きな問題
として御検討願ひたいと思つておりま
す、それから厚生省との連絡につきま
しては、この法案作成にあたりまし
て、厚生省と連絡をとりまして、現在精
神薄弱者につきましても、職安機関に
おきまして一般の人とまた区別をいた
し、特にかつて就職の促進をはかると
いう考え方で事実上やつております。こ
れは一つの例でございますが、東京都
内の職安で特別な指導をしまして就職
の促進をいたしましたが、昭和三十三年
度におきまして就職率は九一・七％、そ
れから三十四年度において九五・七％
という工合に、職安へ出かけました方
につきましては成績はなかなかよい率
を示しております。今後におきまして
も、われわれといたしましては、従来
同様の指導を行なうことによりまし
て、適した職についてもらいますよ

うに、重点的に考えて参りたいと思つ
ております。

○坂本昭君 これは当然身体障害者の
雇用促進に關連して、直接取り上げな
ければならない問題だと思ひます。
従つて、審議会でも検討するというよう
なことよりも、もう一歩進めて、この
精神障害者もどういふふうにして雇用
さしていくか、そして労働力として、
国民の一人としての権利と義務を履行さ
せるかというところは、これは身体障害者
の雇用促進の方の提案の中で重大な要
素と私は思ふ。それが先ほどの常用雇用
希望の八万三千人という少ない数の中
で、とうていこれは四十万という精神
雇用という問題は解決できません。で
きませんが、この際一歩、やはり身体障
害者雇用の促進の中で精神弱者を取り上
げるといふことがどうしても必要だと思
ふ。従つて、次の機会までに、職安で
せつかくそういうことをやっておられ
るとするならば、全国的にどの程度お
るかということ、それから同じよう
な雇用の中で、具体的にさらにどうい
う方途をおとりになるおつもりか、も

う少し明確な御方針を開かしていただきたいと思ひます。何もかもが全部審議会の方にまかせられてしまつて、どうも議論ができませんが、審議会で検討だけではなく、ぜひともこの中の一部で、白痴、痴愚、魯鈍の中では、IQの比較的高い魯鈍の程度は、せめてこの中に取り上げていくという程度の明確なる方針はおとりになることでできませんか。

○政府委員(堀秀夫君) 今回の身体障害者の雇用促進法、これにつきまして、やはりまず今回の措置といたしましては、その身体障害というものを第一段に考えたわけでございます。もちろんその精神薄弱者につきましてはなおさらにということとは毛頭ございせん。これにつきましては従来同様、われわれとしても力を入れてやっています。考えてございませう。ただ、この身体障害者のこの別表に基づいて指定するかどうかという問題につきましては、まずわれわれとしては、第一段に身体障害者の雇用促進の方から着手したいと思つておりますので、今この精神薄弱者をあわせて指定いたしました。つきましては、これは第二段の問題といたしまして、この審議会等において、ただいま先生の御指摘になりました、その精神薄弱の程度の問題もございませう。それから雇用主に対するところの指導の問題もございませうので、よく内容を検討を願ひまして、それによつて、さらにわれわれとしては進めて参りたい。要するに、われわれ今まで職安機関としても一つの重点としてこの仕事を進めておりまして、それをさらに強めて参りたいという考えは変わりございせんが、この別表に基づいて指定するかどうかにつきましては、審議会におきまして十分御検討を願ひたいと思つております。

○坂本昭君 それはちょっとおかしいですよ。身体々々と言われるけれども、どういふことなんですか。目はあいておつても目の見えないということは幾らでもあります。つまり視神経の障害のためですね。そのときには目が見えない、これも身体障害者の中に入ります。精神というものは脳神経の機能が衰えてきたために、つまり精神機能が衰えてきているわけです。だから、同じようなこの細胞一つとてみれば同じようなことなんですよ。あなたは、身体といつたら、何か手足とか指だとかといふことに限定して考えておられるようだけれども、これはおかしいですよ。そんなことありませんよ。目がある、おつても目の見えないというのは幾らでもある。同じことですよ。なぜそんな区別をされるのですか。私はどうも局長の科学的なお考え方はなほだおかしいと思ふ。それではこれは重大問題ですよ。精神薄弱者も神経細胞の変化であつて、この目の見えないといふことと何ら違ふところがありません。その点について、私をお考えを直していただきたいと思います。

○政府委員(堀秀夫君) 私どもが申し上げておりますことは、要するに、この精神薄弱等につきましては、内臓部臓器の欠陥等のある方と同様に医学的、科学的な判定基準というものを確立いたしまして、そうしてそれに基づいて指定を要するものを指定する、このよきな方法で参りたい。そこで、この別表の中に指定は具体的にいたしません

で、第五号で余地を残しておる、こういうことでございませう。で、そういうような問題につきましては、これはお医者さんであるとか、その他専門家の方に専門委員としてお入りをお願いいたしまして、御検討願つた上で、その結論を得て善処したいと思つておるのではありません。それをなおさらにしておるというふうなことは毛頭ございせん。精神薄弱者の方の雇用促進につきまして、われわれは非常にこれを大事な問題であるという考えはもとより持っております。今後においても重点を注いで参りたいと思つておりますので、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○坂本昭君 むしろ雇用の面では精神薄弱者の一部の人には普通の人よりもある意味では勤勉だとも言えるのですよ。今日のような、たとえば弱電関係のメーカあたりで単純な仕事を繰り返して繰り返してやつておるでしょう。かつて精神の健康な人だと耐えられないような仕事をたくさんある。その場合に痴愚、魯鈍程度の人だと繰り返して同じ仕事を幾らでもやれる。場合にすると能率が上がるのですよ。これは山下清の例をもう御存じだと思いますけれども、特殊な能力が伸びる場合もあるし、また、そういう普通の人には耐えられない反覆する仕事などは、むしろ適当であるかもしれない。従つて、そういう点で、あなたが精神薄弱者を別扱いするということは、医学的な根拠にも欠けるのみならず、この労働の雇用の問題についてもはなはだ私は遺憾であると思ふ。従つて、もしこの審議会が医学の常識に従つて決定したときには、労働行政の特別な面から

これをゆがめることなく、正しい医学的な判断に従つて、やはり取り上げるということだけは約束していただきたい。お約束できますか。

○政府委員(堀秀夫君) 審議会において御検討願ひまして、その得ました結論によつて善処いたします。

○高野一夫君 私はこの機会に委員の皆さんに御了解願つておきたいことは、先ほどきかれました重要な問題として厚生省に資料を要求いたしました。これは今の最高裁の判例というものは、私が申し上げるまでもなく、昔の大審院判例に該当するもので、法律解釈の最後のよりどころ、そのよりどころとなるべき判例でもって判例が示されて、その最高裁で条文の解釈を右左別に解釈するならともかくとして、全く抹殺するやうな解釈をして、そういうやうな判例があると厚生省は仕事ができなくなる、従つて、これを私は厚生省が騒いで、国会のわれわれに至急にこれを一つ検討してくれ、こうおっしゃるのがほんとうだと思つたけれども、われわれの方から要求しなければ知らぬ顔をしておる。これはもうまことに遺憾でしたが、これは反省してもらつて出してもらうとして、出されましたならば、社会労働委員会と法務委員会との合同委員会を開いて、そうしてこの法律を研究した社労とそれからまた、法律のいろいろな問題を研究する法務委員会と合同審査の機会を持ちたい。最後に、また場合によつては、決算委員会に持ち出したい、こゝろ私は考えているのですが、今までは、この法案に追われて言ひ出す機会がなかった。そのうちに厚生省から話があるだろうと思つておつたけれどもなかった。こゝろ

いうようなことですから、適當の機会に、月でもこえまして、法案審議の間の十分の時間がございましてならば一日つづいて、法務委員会と社労委員会との合同審議を、その判例に基づいてやる、こういうやうなことで、いずれまた理事事に持ち出したいと思ひますが、あらかじめ、ちやうどいい機会であるから、全員の御了承を願つておきたい。

○委員長(加藤武徳君) わかりました。具体的な日程は理事会におまかせ願ひたいと思ひます。

○片岡文重君 それではちやうと、先ほどの坂本委員の質問に関連をして一つだけ局長に要望しておきたいのです。精神薄弱者の訓練された人々の就職率は先ほどのお話では非常によろしい、ということとは結局精神薄弱者といふもの、魯鈍程度の者は訓練の必要があるといふことを立証しておるわけです。従つて、もしこの身体障害者雇用促進法でどうしても時期的に取り上げることができないと言われ、審議会にどうして出さなければならぬとおっしゃられるなら次の最短期間においてこれを修正するか、ないしはその精神薄弱者の雇用促進法なるものを単独立法で出されるか、いずれにせよ、今日突如として起こつた問題ではないのですから、私は当然具体的な措置が至急に与えられ、従つて、これに対して修正をすることをお考えになるのか、特別立法を出されるか、できるだけ具体的な期日を見通した御答弁を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 内臓部臓器の障害のある方とかその他神経系統の障

害のある方とか、お話のような方につ
きましては、身体障害者雇用審議会に
お諮りをいたしまして、専門家を入れ
まして十分御検討願ひまして、その結
論を待って追加し得る余地を作ってお
ります。従ひまして、われわれといた
しましては、この法案が成立いたしました
上は身体障害者雇用審議会を至急
発足させますが、その際の一つの大き
な問題点といたしましてこの問題の御
検討を願ひ、その結論によって善処い
たしたいと考えてあります。

○片岡文重君 それは先ほど坂本委員
に御答弁になったのですが、私の言う
のは、もっと労働省は積極性を示して
ほしいということなんです。審議会に
諮問される場合に、いかがでございま
すかということではなしに、これこれ
の方針で、大体審議会というものの性
格をそうさくばらんに言つたらしか
られるかもしれませんが、大体におい
て諮問されておるわけですから、それ
に案を示して、むしろ了承を得る程度
のものが私は多いと思う。せつかくこ
ういう立法をされるのですから、その
審議会にかけるといふ御意思であるな
ら、これはそれでも仕方がないと思う
が、できるなら私はこれとは全然別個
に、対象が対象、特殊な人たちである
から別個の単独立法を、持たれてやる
方が私はむしろいいんじゃないかと思
いますけれども、しかし、これでやら
れるならやれるとして、労働省とし
て具体的な案を示して審議会の了承を
得る、あるいは検討を願う、こういう
ことでいいではないかというのです。そ
ういう具体的な行動を、行動といつて
はどうかと思うが、とにかく具体的に
立法を促進する意思があるのかどうか

ということを伺つておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 労働省とい
しましては、精神者の雇用を促進する
という積極的な観点に立ちまして、雇
用審議会に御審議をお願いしたいと思
います。

○徳永正利君 それでは今までの質問
がございましたので、重複を避けまし
て、先ほど来いろいろ各位から御指摘
がございましたが、この法案を実施す
るのに大体五年以内ぐらいでやりたい
といったようなお考えのようござい
ますが、私は少なくともおおよそ官庁関
係の雇用というものは、この中にはた
くさんに産業災害者やあるいはまた、
いくさで傷ついた連中がおるだろうと
思います。そういうものはむしろ国の
責任なんですね。一般の雇用主に対す
る雇用義務、これは努力義務なんです
が、なかなか困難であろうと思ひます
けれども、少なくとも国の雇用に関し
ましてはもう少し積極的に努力を願ひ
たいと思うのです。五年と言わずに。
これは明確にお答えがございませんで
したが、希望として申し上げておきま
す。

ところで、九十六万人という中に、
傷痍軍人は何人おられますか。

○政府委員(堀秀夫君) 傷痍軍人は、
これは大体十四万人程度おられるので
はないかと思つております。そのうち
この法案の対象になられる方は約八万
五千人、このように推定してございま
す。

○徳永正利君 これに関連しまして、
先ほど坂本委員からもいろいろ御質問
があつたのでございしますが、重度障害
者の妻という方々をこの中に考
へ込むと、寡婦といったようなものが

当然浮かび上がってくるが、この法案
の中には取り入れることがいささか困
難なために後日審議会にかけてよく検
討するといふお話であつたのでありま
す。未亡人という、いわゆる可能労働
者としての未亡人が何人おるか。そう
して一般の未亡人あるいはまた、戦
争、災害による未亡人、これは何人お
るか、お教えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) やや御質問に
沿わないかもしれませんが、ただいま
持ち合わせておる資料によりますと、
六十才未満の未亡人の総数が約二百七
十万人、そのうち未亡人が生活の主た
る担当者になつてゐる数は約百三十五
万人、このように推定してあります。

そのうち戦争による犠牲者の未亡人が
どのくらいあるかという点につきまし
ては、ただいまちょっと手元に持ち合
わせておりませんので、今後調べまし
て御返事申上げたいと思ひます。

○徳永正利君 ところで、今までは子
供の問題が出ておらなかったのですが
いいます、片親または両親のない子供
というのを何人ぐらいに推定せられて
おりますか。

○政府委員(堀秀夫君) 孤児、それか
ら片親のない子供、これにつきまして
は昭和三十三年三月卒業生、それから
三十四年三月卒業生、このような数字
がございしますが、中学校の卒業生で
ございまして求職いたしました者のう
ち、孤児、片親の子供、これが昭和三十
三年三月におきましては八万七千八
百五十三名、それから三十四年の三月
につきましては八万三千四百名、それ
から高校卒業生のうち、求職者につ
きまして申し上げますと、孤児、片親の
児童が、昭和三十三年三月には三万五

百二十八名、それから三十四年の三月
におきましては一万二千五百五名、こ
のような数字になつております。

○徳永正利君 その中で戦争によるい
わゆる孤児、戦没者の遺児というのが
何人おられますか。

○政府委員(堀秀夫君) まことに恐縮
でございますが、その内訳を持つてお
りませんので、これも後ほど調べまし
てお手元に届けます。

○徳永正利君 私は、やはり過去の歴
史というものを、なぜかういふふう
になつたかという歴史をやはりお考えに
なつていただきたいと思ひます。こ
れはわれわれの責任なんです、生き
てゐるものの。国の責任なんです。た
だメチル飲んでなくなつたとかい
うのでなく、われわれのために、国のた
めに犠牲になつてゐるのですから、こ
れは私は生きた人間並びに国の責任だ
と思ひます。こういう面も一つ十分
御考慮いただきたいと思ひます。

ところで、子供の就職、あるいはま
た、身体障害者なり未亡人の就職、こ
れについて果ていろいろと条例をもつ
てゐるようございしますが、これはど
ういふものに対して何件くらいもつて
おりますか。

○政府委員(堀秀夫君) お説のよう
に、まず第一に、両親または片親のな
い子供につきまして、これは形式的に
数字だけとてみますと、就職率とい
うものは一般の児童と比べて違つて
はおらないわけでございます。大体、
先ほどの数字のうち、就職率が九・九
七％といふところまでいってゐるわけ
でございます。しかし、実情を見ます
と、やはり孤児あるいは片親である
というふうなことのために、何と申し

まするか、求人等につきまして、やは
りその求人者側において差別的な意図
を持つところがあるわけございま
す。特に、たとえば金銭関係であると
か、そういうようなところにおきまし
ては、なるべく両親のある子供がいい
というふうな求人条件をつけておると
ころが見受けられるわけございま
す。特に、そういうふうな子供さんた
ちのうち、ただいまお話のありましたよ
うな、戦没者の遺族の方などにつきま
して、このような求人について差別取
り扱いがあるといふようなことは、非
常に好ましくないと思ひまして、われ
われといたしましては、これにつきま
しては、職安機関として全力をあげま
して、一つこのような差別待遇を排除
するために努力をいたしておるところ
でございます。その一つの試みといた
しまして、都道府県に呼びかけまし
て、身元保証制度というふうなものを
実施しておるわけでございますが、
これによりますと、ただいまちよつ
と集計はございせんが、二十五の都
道府県、それから三十の社会福祉法人
によりまして身元保証制度というもの
を実施しております。これは両親ある
いは片親のない児童それから母子家庭
というものにつきまして、都道府県ま
たは社会福祉法人が主体になりまして
身元保証を行なう、このような制度を
実施しておるわけでございます。われ
われといたしましては、このような風
潮は非常にけつこうなことであらうと
思ひます。労働省といたしま
しても、今後このような制度のさらに
拡大につきまして十分に努力いたした
い。また、孤児、片親の児童をその求
人について差別しないということにつ

いては、これは従来からも指導しておりますが、今後においても、これはもう国民運動的な考え方で広く啓蒙宣傳いたしまして、そのような差別待遇を一日も早く排除するという方向にぜひ向けていきたいという強い決意を持っております。

○徳永正利君 大へん強い決意を披露されまして心強いわけでありますが、九九・七％というようなパーセンテージをお示しになりましたけれども、今年みたような非常に求人が多い年はこれはいいのです。ところが、一たび何か壁に当たりますと、こういう連中に、こういう子供たちにしわ寄せがくるときはやりわけです。これは具体的な例を一つひっぱりあげるまでもなく、大体見当はおつきだろと思うのですが、この点については、今後とも一つ十分の御配慮をお願いしたい。

二十九年の十二月に、労働委員会が遺児とか未亡人に対する雇用促進の決議をしておられますが、御存じですか。

○政府委員(堀秀夫君) 承知しております。

○徳永正利君 で、こういうものに対してですね、たとえば片親のない子供が、あるいは両親のない子供が就職できなかつたというような、まあ悲しいといえますか、そういう例が新聞なんかにはばつと出るのです。もうあちらこちらからおれのところで引き取つてやるという求人がくるのです。ごく最近にもそういう実例がたくさんあるのです。で、これはどうも労働省の、私は、いろいろ努力しているとおっしゃいますけれども、そういうような努力が足らぬと思うのです。で、出先の職業安定所なりどこなりでもう少し熱意

を入れて呼びかけていけば、まだまだ打開される道が残されているのじゃないか。で、実際問題として、そういうような決議をされた後において、具体的なにはどういうふうな——一、二の例でけつこうでございまして——手を打っておられるか、それをお聞きしたい。

○政府委員(堀秀夫君) 第一の問題といたしましては、先ほど申し上げました身元保証制度の拡充、これにわれわれは努力しております。各都道府県、それから関係団体に呼びかけまして、このような手をさらに拡充してもらおうように呼びかけております。それから職安の窓口におきまして、できれば職安の担当官が身元を引き受けてやると、こういうような考え方に立つて職業紹介の指導を行なうようにという達しをいたしております。それからもう一つは、公共職業訓練所におきまして、このような孤児、片親の卒業生を収容して職を身につけさせてやるというようなことを積極的に行なつてはどうかという考え方で実施しておりますが、たとえば、これは一例でございますが、東京都内の訓練所、職業訓練所につきまして、その訓練生のうち、孤児片親児童の数を、これを申し上げますと、全体の訓練生に對しまして二五・九％が孤児、片親の方である、卒業生であるというような数字になっております。このような公共職業訓練の施設の利用等につきましても、なるべくこのような人々に優先的に入ってもらふような気持で指導しております。

○徳永正利君 実際問題といたしまして、就職率は非常にいいように見えますし、また、未亡人なんかでも働ける

連中はみんな何とか食つていっているように見えますけれども、たとえば未亡人なんかの例をとりますと、宿屋とか料理屋の女中なんというのが圧倒的なんです。おそろく、この料理屋に行つても二人や三人の未亡人のおらぬことはないくらいです。まだまだその連中の働いている状況は、子供を里に預けておいて、こういう所で働いておるのをあまり子供に知らせたくないといったような気持の者がほとんどといつていいくらいなんです。もう少しそういう者たちに職場を与えてやるような一つ配慮をしていただきたい。先ほど来、坂本委員からいろいろ御指摘があつたのですが、まあこの法案は、私は一歩前進だと思つております。で、これに加えて、そういうような未亡人だとか孤児とかという者に対して、もう少しあつたかといふ職場を与えてやるような施策はとれぬものかどうか。あるいは、ここにすれば、この法案にありますような雇用に関する国等の義務、あるいは一般雇用の主たる義務といったような法律を作り上げるというように、これはできぬものか、また、御意思があるかどうか、お伺いしたいと思つております。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま御指摘の、孤児、片親児童、それから未亡人、この人たちににつきましては、条件が一般に比べて悪いというのは、御指摘の通りであります。いわんや、それが国家的な事故に基づいてそのような環境に陥つたといふことにつきましても、さらに国としても責任があることは当然でありまして、われわれもただいまの御意見については同じような気分を持っております。そこで、孤児、片親児童につきましては、ただいま申

上げましたのは一、二の例でござい

ますが、このような考え方で制度をさらに拡充して強く呼びかけて参りたい。それから未亡人につきましては、これは婦人少年局とも密接に連絡いたしまして、家事サービス公共職業補導所、それからその未亡人に適した職業訓練を行なう総合職業訓練所、これは大体その関係で定員は六千名ぐらゐになると考えておりますが、このようなところに対するところの収容、それからホーム・ヘルパー制度の確立というようなことにしまして、今後努力して参る。それから内職公共職業補導所につきましても、従来は十六カ所でございますが、これを三十五年度の予算におきましては、さらに五カ所増設いたしまして、これを拡充して参りたい。それから、先ほど申し上げました家事サービスの公共職業補導所関係におきましても、一年間に延べ千五百人の職業補導を計画する、そういうような具体的な予算の増額を行なつたわけでございますが、この問題につきましては、今、先生の御指摘のような線に沿ひまして、われわれとしては大いに今後努力して参りたい。なお、法案につきましても、これは今後の問題として一つわれわれ十分検討していただきたいと思つております。

○委員(長(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○委員(長(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○委員(長(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○委員(長(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

一、けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)

けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条を削る。

附則第三項及び附則第四項中「昭和三十三年」を「昭和三十六年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(政府の義務)

2 政府は、この法律の施行後すみやかにけい肺及び外傷性せき腫障害にかつた労働者の保護措置について根本的検討を始め、昭和三十五年十二月三十一日までに、けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(昭和三十三年法律第九十一号)の改正に関する法律案を国会に提出しなければならない。

三月二十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月二十九日)

二、じん肺法案(予備審査のための付託は十二月二十九日)